

決算審査特別委員会

日 時 平成30年9月12日（水）

午前9時～午後2時56分

場 所 議場

出席者 委員長、副委員長、委員9名（欠席：なし）
説明員 財原建設課長、安達室長、高橋室長、西田室長
浅田住民課長、高柴室長、長崎室長
傍聴者 1人
書 記 岩崎議会事務局長、佐伯主事

○山本委員長 おはようございます。ただいまより決算審査特別委員会を再開いたします。

午前は、建設課について審査を行います。主要施策の成果及び財産に関する調書、151ページ、衛生費から159ページ、農林水産業費について説明を求めます。

財原建設課長。

○財原建設課長 おはようございます。そうしますと、調書の説明に先立ちまして、平成29年度の建設課が所管する事業の決算状況について触れたいと思います。

建設課が所管する一般会計のうち、衛生費は1億3,400万円、農林水産業費は3億700万円、土木費が5億1,900万円、災害復旧費は2,600万円、一般会計9億8,600万円となっております。これに簡易水道事業特別会計3億7,900万円、農業集落排水事業特別会計が2億4,400万円、建設課の決算総額は16億900万円となっております。これは、対28年度決算に比べて3億2,200万円ふえておりますが、この中に簡易水道事業特別会計、農業集落排水事業特別会計に積立金として基金へ繰り出しを、一般会計からそれぞれ5,500万円いただいておりますので、実質1億円程度の事業費決算増となっております。主なものは、先ほどの簡易水道事業特別会計積立5,500万円、農業集落排水へも同額を繰り出しし、特別会計の運営の安定化を図っていただいております。

土地改良事業につきましては、しっかり守る農林基盤交付金で農地、農業用施設の保全、それと県営阿毘縁地区の圃場整備の事業推進を図りました。林道事業におきましては、県

営窓山林道と新たに進めております新屋地区内方林道の推進を図っております。町道事業は、平成28年度の大きな道の駅関連、新石見発電所関連の事業が終わったことによりまして、改良事業は減少となっておりますが、防災安全交付金事業によります落石対策、橋梁修繕事業を重点に実施しております。災害復旧事業は、昨年9月の台風18号、10月の台風21号により被災した施設の復旧を図っております。簡易水道事業特別会計は、日野上・生山地区統合事業の推進ということで配管工事等を重点的に行っております。

平成28年の決算審査意見にありました国土調査事業の事業費の減額要因となりました認証の遅延の解消は、現在までに県の検査を終えまして、国の認証申請を順次進めております。また、平成30年度からは地籍調査室を新たに創設しまして、現在、順次法務局に送付しまして、登記完了を進めているところであります。また、平成29年度予算審査意見にありました未収金の回収につきましては、給水停止や住宅の退去、そういったものに取り組みまして、当該年度の現年滞納につきましては減少をしておるところであります。課題であります過年度分は、分納誓約、そういったものを進めて回収に努めたところあります。

そうしますと、調書の151ページから御説明させていただきます。最初に、衛生費の井戸水等安定確保推進事業であります。決算額は31万1,000円となっております。ここでは水道の未普及地域にあります家庭用井戸の整備、それと水質検査、これに対して助成を行っております。29年度の実績は、家庭用井戸整備につきまして1件、水質検査にしては3件、合わせまして31万1,000円の決算額で、対前年比29万2,000円の減額となっておりますが、これは井戸の掘削工事の実績の減ということが要因しております。特定財源には市町村創生交付金を15万5,000円、一般財源として充当しております。

続きまして、152ページです。ここは合併処理浄化槽設置整備事業です。決算額は1,917万2,000円で、合併処理浄化槽整備事業で行いました建設事業費の公債費の償還、また建設事業費に対して一般会計から特別会計へ繰り出してしております。対前年比29万2,000円の増となっておりますが、建設事業費の繰り出し分の増が要因となっております。公債費部分につきましては、現在ほぼ横ばいですが、年々減少してる状況であります。

続きまして、153ページです。簡易水道事業の決算額は1億1,498万6,000円となっております。ここでは簡易水道整備事業の償還に当たります公債費3,900万円、建設事業費として約500万円、管理業務費として1,600万円を合わせて繰り出

しております。また、先ほども冒頭にありました基金の積み立て5,500万円が対前年度比の増額の主な要因となっております。

続きまして、154ページ上段をごらんください。ここは農林水産業費の農地費、農用地総合整備事業であります。決算額は211万9,000円となっております。ここは昨年度までは土地改良事業とあわせて決算をしておりましたが、県の事業ということで、分離して計上したことによる皆増ということになっております。内容としましては、県営の阿毘縁地区の土地改良事業ということで、現在県営で進めております圃場整備事業の、町のほうは換地計画の関係を受託して事業を進めております。

154ページ下段をごらんください。農道等維持管理事業であります。決算額は963万3,000円です。ここでは、町が管理しております農道の維持管理工事、それとトンネル、橋梁の電気料として支出しております。対前年比131万1,000円の減であります。農道維持工事の実績によるものが主となっております。

それで、済みません、ちょっと1ページ飛ばしまして、156ページ下段をお願いしたいと思います。農業集落排水事業につきましては、1億1,755万4,000円の決算額となっております。ここでは、農業集落排水整備事業の公債費の償還ということで、特別会計のほうに公債費として6,255万4,000円、それと、冒頭にも説明しました基金の積み立てに5,500万円を繰り出してしております。対決算額5,491万1,000円の増となっておりますが、先ほどの基金の積み立ての繰り出しによるものであります。

○山本委員長 西田室長。

○西田室長 失礼します。そうしますと、私のほうから155ページから156ページの上段にかかります国土調査事業について御説明いたします。決算額が6,286万5,386円、対前年比が6,330万7,173円の減となっております。指標のほうですけども、地籍調査により地籍図及び地籍簿を作成し、地籍の明確化を図ることを目的とし、各地区の調査、測量等の業務を行っております。下のほうに1から3番ということで、業務委託の内容について記載しております。調査業務、測量業務、認証遅延解消業務ということで業者のほうに委託し、業務のほうを行いました。また、成果の利活用を図るため、地籍図情報の数値をデジタル化をするために行っております。計6.34平方キロメートルとなっております。これら調査を実施するためには、各地区の委員様に推進会議等を行い、現地のほうには立会などをしていただきました。そういった立会に関する依頼文などを送付しております。また、次年度以降の調査地区の事前調査などを行いました。認証

遅延解消につきましては、28年度末現在で20地区、39単位区域が認証遅延となっておりますけれども、29年度は認証遅延のほうに力を置きまして、4地区、8単位区域を残しましたけれども、16地区、31単位区の解消を図ることができました。下のほうに1番から19番までということで、各地区を載せております。29年度末の地籍調査の実施状況を記載しております。

156ページです。成果につきましては、調査面積は97.26平方キロメートル、要調査面積315.70平方キロメートルということで、進捗率は29年度末30.81%となっております。経過年数、事業年度の開始が平成10年ということで、19年経過しております。年平均の調査済み面積は4.54平方キロメートルです。課題等ということで、ここに記載しておりますけれども、筆界未定などが認証遅延の大きな要因となっておりますので、これらを解消するために今後事業が進捗するよう、方針の見直し等も含めて検討を行ってまいりたいと思います。

主な執行経費につきましては記載しております。臨時職員の人件費等が406万3,000円、あと、大きいものとして調査・測量業務委託が5,788万6,000円となっております。財源ですけれども、県補助金ということで2,250万円。これは国の補助金も中に入っておりますけれども、国のほうが1,500万円、県が750万円という内訳になっております。以上です。

○山本委員長 安達室長。

○安達室長 失礼します。続きまして、お手持ちの資料の157ページから御説明さしあげます。単県土地改良事業となります。平成29年度の決算額が2,719万1,734円となりました。こちらの事業では、農地や水路、農林道等、農林業生産基盤の国庫補助に乗らない小規模な整備や補修を行っております。29年度の実績といたしましては、町の発注工事が1件、原材料を支給して地元で作業していただくものが3件、一定の地元の負担で地域で施工していただくものが18件となりました。こちらにつきましては、特定財源としまして県の交付金1,512万円が財源となっております。

続きまして、次のページ、158ページになります。治山事業です。こちらにつきましては、28年度の豪雨で被災しました霞、福塚、福万来の3地区の宅地裏の斜面の崩壊の対策事業になります。28年度におきましては測量と設計を行いまして、29年度に工事ということをさせていただいております。決算額が1,544万円となっております、不用額が多くなっておりますけれども、こちらにつきましては、28年度設計をしまし

たところ、3地区のうちの1地区において工事の事業量のほうが非常に大きいものとなったために、県の予算の執行が見送られたために不用額が生じております。特定財源としましては、県の支出金が732万1,000円。受益者の負担が2件、それぞれ40万円の定率負担で80万円となっております。

続きまして、159ページ、林道新設改良事業になります。こちらにつきましては、県の事業となりますけれども、林道の窓山線と、町の事業としては内方線の開設事業を行っております。29年度の決算額は7,214万25円となりました。29年度におきましては、28年度の内方線の繰り越し工事と、29年度開設工事の2工区、3工区、4工区の工事発注を行っております。30年度に繰り越しをさせていただいておりますけれども、県の事業の窓山線につきましては、県の事業も繰り越しになったことから、負担金を支出しておりますけれども、こちらについて繰り越しをさせていただきましたが、既に事業のほうは完了しております。また、工事のほうは、2工区、3工区、4工区と内方線のほうで進めておりますけれども、10月をめどに完了の見込みとしております。財源といたしましては、国、県からの補助金が3,974万6,000円、地方債のほうは3,210万円となっております。以上です。

○山本委員長 ただいま説明をしていただきました事業について審査を行いたいと思っておりますが、審査に当たりましては事業ごとに審査を進めてまいります。

まず最初に、151ページ、井戸水等安定確保推進事業について、質疑ございますか。

古都勝人委員。

○古都委員 対象地域が町内で限定されたところに対する支援なわけですが、いわゆる知らない方がおられるやに伺っておりますが、そういった広報は29年度なされましたか、伺います。

○山本委員長 高橋室長。

○高橋室長 井戸水の関係の補助金の事業についての件でございますが、町報にあります町政のしおり等で、日南町にあります補助事業に関する内訳ということで記載をさせてもらっております。そのほかにつきましては、単独での周知ということには行ってはおりません。

○山本委員長 そのほかございますか。

そうしますと、152ページ、合併処理浄化槽設置整備事業につきまして、質疑ございますか。

ないようでしたら、153ページ、簡易水道事業について、質疑ございますか。

そうしますと、154ページ、農用地総合整備事業について、質疑ございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

ないようでしたら、下段です。農道等維持管理事業について、質疑ございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

ないようでしたら、155ページ、国土調査事業について、質疑ございますか。よろしいですか。

そうしますと、156ページ中段ですか。農業集落排水事業について、質疑ございますか。

ないようでしたら、157ページ、単県土地改良事業について、質疑ございますか。

ないようでしたら、158ページ、治山事業について、質疑ございますか。

古都勝人委員。

○古都委員 ちょうど当該年度の決算というのが正しいかどうかわかりませんが、治山事業してもらったけども、その後もまだいわゆる生活しておって怖いと。重ねて治山事業をもう一度周辺地もしてほしいというようなことが可能なものでしょうか、伺いたします。

○山本委員長 安達室長。

○安達室長 こちらの事業につきましては県の事業になりまして、いわゆる崩壊をした部分だけを手だてをするこちらの単県斜面崩壊復旧事業というものと、レッドゾーン、イエローゾーンというものがございますけれども、その事業によって、崩壊した部分以上のレッドゾーンを消す小規模斜面の復旧事業というものが2つございます。実はこのたびの7月豪雨におきまして、以前事業をした福塚の自照寺になりますけれども、被災を前回してなかった部分が今回崩落しまして、県との協議によりまして、事業費は増大になりますけれども、そちらにつきましてはレッドゾーンを解消する事業をこの際、規模を広げてやってみようというところで今、話を進めておるところです。

○山本委員長 古都勝人委員。

○古都委員 できないことはないという話なんです、二面性がある、なおかつ危険だからというお話を今いただいたわけですが、まだ未整備のところ、順番待ち的な方もおられるんだろうと思うので、そこら辺がこれまでも明確でなかったと思うんです。ですから、状況によってはできるというようなことについても、ある程度情報を流してもら

う、それは査定を受けてという話だと思うんですけども、そこら辺についていま一度説明をいただきます。

○山本委員長 財原建設課長。

○財原建設課長 実質、事業のたてりにつきましては今、室長が説明したとおり2本立て、単県斜面のほうにつきましては被災した部分についての対応、小規模急傾斜につきましてはトータル的なレッド、イエローを解消するというのが事業の趣旨になっております。いずれにしても受益者の負担は同一です。可能な限り安全を図るがためには、小規模の事業の対策をとっていききたいというふうに考えていききたいと思いますが、いずれにしても事業費も逆にいけば増大するということがありますので、県の斜面の安定なりそういった点検と、町の事業費の予算との整合をとりながら住民の安全安心を図るほうへ向いて進めていききたいというふうに思います。

○山本委員長 古都勝人委員。

○古都委員 先ほども別件でお話をさせていただきましたが、そういったことが周知されていないと思うんで、機会があればそういうようなところも周知をしていただければと思うわけです。これの本人負担分がいわゆる頭切りになっって、40万までだと。これも基本的には1戸でなくて、2戸単位で考えるというのがベースにあるんだろうと思うんですけども、とはいっても1戸でも頭切り40万という対応がこれまでなされておりますので、いわゆる本人負担分以外が非常に高額になるという例が出てくるんだろうと思いますけども、機会を見てその後の状況でそういうこともできるということが伝えられれば、機会を見てお伝えいただきたいと思いますが、どうでしょうか。

○山本委員長 財原建設課長。

○財原建設課長 抜本的な対策を図る小規模急傾斜の事業につきましては、先般の三吉の水路災害で起こったところから町のほうも取り組んでおります。そういった面を鑑みまして、住宅地、人命、人家、財産の安全を図るように努めていききたいというふうに思います。そういったことで進めていきます。基本的には単県斜面ということで、これまでした経過、それと防災安全を推進するという観点で、両方で攻めていききたいというふうに思います。

○山本委員長 村上正広委員。

○村上委員 ただいま建設課長のほうから説明をいただきましたけれども、単県斜面については基本的に災害があったので、それについての直しというのはこれ当然あるだろうというぐあいに思ってますけども、小規模急傾斜地の例えばレッドゾーンが町内の中に何か

所あって、どこが優先順位が高くて、どういったような手法でやるという部分があるとするならば、それを教えていただきたい。中には自分のところはレッドゾーンなので、後ろに壁をしていただきたいという人が結構あるんじゃないかなというぐあいに思いますけども、どうでしょうか。

○山本委員長 財原建設課長。

○財原建設課長 レッドゾーン、イエローゾーンの周知の件につきましては、これは3年ぐらい前だったと思いますけども、区域指定をするということで、この周知につきましては、防災の総務課のほうで主管となって各地区への指定区域を県も上がって説明をし、各地区ごとに地図を置いてったりということで、当時指定のために住民への周知を図ったという経過があります。その後は、役場では総務課の窓口に区域の地図は常に備えつけておりますし、県もウェブマップということでインターネットで公開してるというところがあります。ただ、実際には住民の方に対しては、そういったものが自分の家の後ろがどうなってるんだということに関しては、やはり1度、2度そういった資料を提供してもなかなかわかりづらいというところがあると思います。建設課で持ちますこの治山関係の2件の事業につきましては、基本的には被害が起こってから、小規模につきましては予防的なことも考えられますけども、初動体制は被害が起こる、家の裏山がずったとか、そういったような情報をもとにして、県と一緒に、あわせてどういった対策が有効なのかということで進めていきたいと思っておりますので、危険があるということでありましたら、そういった事業を町のほうから県に事業費要望いたしますので、随時建設課のほうに御相談いただければというふうに思っております。

○山本委員長 よろしいですか。（発言する者あり）

久代安敏委員。

○久代委員 今回の西日本豪雨でも河川の関係の復旧被害額がかなりあったわけけども、県が看板をずっと出していますよね、土石流警戒の危険溪流の表示の看板を。それ、町内で何か所あって、それで、県は単に、表示は確かに必要なわけけども、県としての警戒水域の優先順位を設けて対策を考えているのかどうなのか、その点についてもちょっとお聞きしたいと思います。

○山本委員長 財原建設課長。

○財原建設課長 最初にありました土石流の危険溪流ということで、町内各所、溪流、沢なり水流れがあって谷をおってるところに赤い縁の白い看板が各所に立てられてると思

ます。あの看板につきましては、危険渓流につきましても危険度の判定で1、2なりランクがあるんですけども、当時、県のほうで、危険渓流の最も危険なものに対して立てられたものであって、県の事業がそれは危険な渓流だと調査はしても、それを対策する堰堤なり対策工、そういったものが予算の関係ですぐ図られるものではないということから、周知をするがために看板設置を先に進めております。危険渓流の箇所につきましては、ちょっと総務課のほうの資料に、今の総務課に閲覧されてるものが、全て今調査として把握してるものですので、何カ所かと言われますとちょっとそれを数えないとわからないところではありますけれども、県の優先度ということでありますが、基本的には県は国の事業で乗れるものを優先するというので、最低でも人家が5軒以上、それと公共施設がある、そういったものから取り組んでおります。町のほうでは今、砂防堰堤の事業を町内例えば石見の下石見谷、それと谷田峠のところ、そういったところで大きな砂防堰堤の事業に取り組んでもらっておりますけれども、先ほどの小規模な渓流につきましては、とても対策費が回らないということが実情です。今回7月の豪雨、特に東部、若桜、智頭、八頭、あのあたりでかなり被害が出てるということで、そういった折を見て、先ほどの単県斜面なり小規模急傾斜の事業で取り組んで進めてるというのが実情であります。

○山本委員長 そのほかございますか。いいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）

そうしますと、159ページ、林道新設改良事業について、質疑ございますか。（「なし」と呼ぶ者あり）よろしいですか。

そういたしますと、続きまして、160ページ、土木費から171ページ、災害復旧費、最後のところまで説明をお願いいたします。

安達室長。

○安達室長 そうしますと、160ページの土木一般管理事務となります。こちらにつきましては、主に人件費の支出と道路関係を中心とした協議会や期成会等の負担金、会費を支出しております。平成29年度の決算額が2,314万785円となりました。財源としましては、建設機械の基金利子収入を1万3,000円財産収入として財源に充てております。平成29年度末の残高が約2,500万円となっております。

続きまして、161ページ、道路橋梁事業になります。こちらの事業につきましては、いわゆる交通安全の施策と道路台帳の整備を主に行っております。29年度は交通安全の施設整備というところで、区画線工を7路線、総延長7.2キロメートルの区画線工と、視線誘導標、デリネーター等になりますけれども、設置、あとカーブミラーの設置を行っ

ております。あと、道路台帳の整備につきましては、生山定住団地の1号線、2号線を新規路線として上げさせていただきまして、県の改良事業に伴いまして、矢戸保育園線の変更が1路線となりました。特定財源につきましては、一般財源扱いとなりますけれども、交通安全の対策特別交付金というところで80万1,000円となっております。

続きまして、162ページ、道路維持管理事業になります。道路維持管理事業のほうでは、主に通常の町道、あと一部県道も管理を受託しておりますけれども、そういった道路の通常の維持管理、また町道の修繕工事、あと冬場の除雪にかかる経費を支出しております。平成29年度につきましては、道路の維持費として道路維持工事が合計で7,984万8,000円の支出をしております。29年度におきましては、10月の台風21号災害によりまして霞福塚線の土砂の流出ということがございました。このために応急工事として565万円の工事を発注しております。町道の修繕工事としましては、落石対策工事、宮田飛時原線につきましても落石対策、あと神福地内の町道大谷線の舗装修繕工事等を行っております。

駆け足で説明しますけれども、除雪費につきましては、主に除雪機の修繕、冬場の燃料費、チェーンですとか排土板のエッジ等の消耗品の交換。また、備品購入費としまして、平成29年度は8トン級の除雪ドーザを1台購入しております。こちらが1,033万6,000円。あと冬場の除雪の委託料につきましては、平成28年度から若干上がっております、1億7,800万円の支出をしております。財源といたしましては、国と県の交付金、委託金が2億3,308万1,000円、地方債が5,990万円、その他としましては、その他道路除雪委託金とありますけれども、こちらにつきましては南部町の大木屋地内の応援除雪をしております。南部町から委託を受けて除雪をしてる区間がございまして、こちらが58万円。あと木材の搬出のためにちょっと除雪をお願いしたいという、冬期ふだん除雪しないところを委託料をいただいて除雪をしております、こちらが7万円となっております。

続きまして、164ページ、道路新設改良事業になります。こちらにつきましては、町道の整備をしております。29年度におきましては、内方線の道路改良事業、生山印賀線の道路改良事業、霞福塚線の道路改良事業につきまして着手をしております。このうち、生山印賀線につきましては、28年度の繰り越しになりましたけれども、延長176メートルの整備が完了しております。霞福塚線につきましては、今後稲刈りが終わる時期から工事に着手をしまいたいと思っております。あと、内方線につきましては、現在一部

用地の補償等の協議を行ってるところがありまして、これにつきましても工事の発注に努めたいと思っております。決算額が2,706万7,351円となっております。

続きまして、165ページ、橋梁維持管理事業になります。こちらの事業につきましては、平成21年度策定しました橋梁の長寿命化修繕計画に基づきまして、優先度の高い橋梁から順次詳細の設計や補修工事を進めております。成果としましては、28年度繰り越し事業分、橋梁修繕工事の南橋、野組橋、下多田橋、あと下多田橋の橋梁塗装工事に着手しております。29年度につきましては、旧役場前の日南橋、三吉地内の床吉橋、あと修繕としまして南、下多田、市場のほうに着手をしております。決算額としましては、6,041万6,743円の決算額となりました。財源といたしましては、国の交付金のほうが3,637万4,000円、地方債のほうが1,710万円となっております。

続きまして、166ページになります。河川総務一般管理事務です。こちらの事業におきましては、地元の要望等により、河床の掘削工事ということを行っております。成果としましては、上萩山地内の明谷川、豊栄地内の九塚川等におきまして、29年度は河床掘削を行っております。決算額は98万640円となっております。以上です。

○山本委員長 西田室長。

○西田室長 失礼します。そうしますと、166ページの下段になります、県営住宅維持管理事務になります。決算額が33万7,885円、比較が18万1,870円の増となっております。これにつきましては、県との徴収事務委託契約に基づきまして、維持管理業務を行っております。入居率ですけれども、93.3%ということで、伯南第1団地、伯南第2団地の計2団地の管理を行っておりますけれども、15戸中14戸の入居ということで、年度末のほうは93.3%という入居率になっております。主な執行経費としましては、下にあります需用費、役務費、使用料等に支出をさせていただきました。財源につきましては、県支出金、県営住宅管理委託金ということで33万7,000円となっております。

続きまして、はぐっていただきまして、167ページ、住宅管理事務になります。決算額569万9,018円、94万795円の減となっております。これにつきましては、主に町営住宅、特定公共賃貸住宅、その他管理住宅の維持管理を行っております。町営住宅につきまして入居率が82.9%、年度末現在です。特定公共賃貸住宅が5団地30戸ありますけれども、93.3%、その他の管理住宅85.7%という入居率になっております。課題としまして、こちらにも記載しております住宅が老朽化等しておりますので、

計画的な修繕等を行っていく必要があるというふうに考えております。主な執行経費で、需用費296万9,000円、修繕費、光熱水費、消耗品費等に充てております。役務費85万7,000円、負担金186万3,000円、これは県の住宅供給公社の負担金、なごみの里分となっております。特定財源ですけれども、住宅使用料が447万5,000円の収入、土地建物等財産貸付収入、これは普通財産の住宅の収入になりますけれども、122万4,000円となっております。

続きまして、168ページ上段、定住促進施設維持管理事務です。決算額27万7,955円、前年比較3,563円の増です。これは旧石見西小のところのいわみにしの住宅になります。6戸中2戸の入居が年度末現在ありましたので、入居率は33.3%となっております。執行経費としましては、需用費として21万5,000円、電気代や空き室の上下水道料等です。役務費6万2,000円、電話・郵券料等です。財源ですけれども、使用料ということで27万7,000円となっております。

続きまして、下段です。短期滞在型専用住宅管理事務です。これはひだまりの家です。決算額が203万5,674円、前年比較32万9,950円の増となっております。ひだまりの家ということで、お試し住宅が6戸、高齢者ショートステイ住宅6戸の維持管理を行いました。入居率がそれぞれ33.3%ということで、年度末現在の入居率となっております。執行経費としまして、需用費159万6,000円、光熱水費や消耗品等を支出しております。役務費3万4,000円、建物災害共済、電話料等です。使用料及び賃借料が、テレビやWi-Fiの使用料など支出しております。特定財源ですけれども、住宅の使用料ということで121万6,000円となっております。以上です。

○山本委員長 安達室長。

○安達室長 続きまして、169ページになります。耕地災害復旧事業です。こちらにつきましては、平成29年の9月と10月に被災しました台風18号と21号の災害に対する対応を行っております。平成29年度におきましては、18号で被災しました農地の2カ所、農業用施設（水路）1カ所及び21号の被災によります農地2カ所の測量設計の委託をしております。こちらの執行経費が483万5,000円となっております。工事につきましては、30年度に繰り越しをさせていただいておりますけれども、工事を4件発注しております、6月までに全て完了しております。

続きまして、170ページ、林道災害復旧事業になります。同じく台風18号、21号によりまして被災しました林道小熊井谷線、林道窓山線、林道船通山線の復旧の対応をい

たしております。29年度中の執行経費といたしましては606万3,000円、こちらが測量設計の委託業務費となっております。こちらにつきましても30年度に繰り越しをさせていただいております。林道の窓山線と林道船通山線につきましてはせんだって工事が完了しておりますが、林道小熊井谷線につきまして、現在工事前の事務を進めておるところです。

続きまして、171ページ、公共土木施設災害復旧事業です。同じく台風18号と21号によります被災への対応をしております。台風18号によるものが道路と河川、合わせて6件、21号によりますものが道路、河川4件、こちらにつきましても同じく委託料といたしまして、1,247万7,000円の支出と工事請負費233万円の工事を支出しております。こちらにつきまして、30年度の状況ですが、河川1件を除きまして工事のほうは完了しております。残りの河川のほうにつきましても鋭意取り組んでまいりたいと思います。以上です。

○山本委員長 171ページは誰。(発言する者あり) これやった。言うた。(発言する者あり) 聞き漏らした。

ただいま説明をしていただきました内容につきまして、事業ごとに審査を行いたいと思います。

160ページ、土木一般管理事務について、質疑ございますか。

ないようでしたら、161ページ、道路橋梁事業について、質疑ございますか。

ないようでしたら、次のページ、162ページ、道路維持管理事業について、質疑ございますか。

ないようでしたら、164ページ、道路新設改良事業について、質疑ございますか。

古都勝人委員。

○古都委員 たびたび機会があるごと同じようなことを申し上げて大変恐縮ではありますが、町道の中でもいわゆるいろいろな種類の町道、いわゆる起点、終点の関係もございまして、生山印賀については非常に大きな車両、例えばタンクローリーが通ったり、それから出荷の……(発言する者あり) 164じゃないですか。あるいはトン袋を積んだいわゆる秋のお米を運ぶ大きなトラックが飛んだりしますし、またトマトの選果、非常に今は、地域で集荷して大きなトラックで選果場に持ち込むというようなことで、俗に言う産業道路のような状態。使用車両が非常に大きいと。センターラインがないというような状況で、非常に危険度が高まってきております。今回もいわゆる新しく畜産業が再開されると

ということで、またそういった大きなトラックが出入りするというようなことで、幅員の問題もあろうと思いますが、支障木については近年お世話いただいて結構処理していただきましたけども、そういったことでいわゆる町内の産業道路に当たるものが非常に狭いという状況の中で、町道整備についての優先度あたりも考えないと、町内の産業の根本をなす輸送路になっておりますが、整備の順位を定められるときに、そういうものがしんしゃくされておるのかどうか、この際お聞かせをいただきたいと思いますが。

○山本委員長 財原建設課長。

○財原建設課長 委員御指摘の点につきましては、これまで予算、決算それなり、たびたびの事業におきまして指摘をいただいているところであります。地元のほうからも、まちづくり協議会なり自治会なりそういったところからも事あるごとに要望があつて、整備の推進を図るということでその都度要望をいただいているところではあります。回答としましては、いつも同じことになってしまうかもしれませんが、改良事業につきましては、基本的には今は地元から要望があつたもの、それを取りまとめて、基本的には過疎計画なり町の総合戦略なりそういったものに列記して反映させているところで、その中から事業費の配分、補助の決定、そういったものを受けたものからやっているというところであります。また、事故等そういったものがありますと、そういったものは優先的には持ち上げて進めていくというところであります。

御存じのように、改良事業につきましては、100メートル当たり改良すると、100メートルでも相当な1,000万単位の事業が必要となつてきております。国の補助の予算につきましては、予算や決算等でもお知らせしておりますが、なかなか改良事業につきましては予算配分が抑えられてると。逆に、決算でも説明いたしましたように、防災安全、橋梁なり構造物、全国的にいけばトンネル、そういったものに重点配分されている状況を踏まえて、町内の中で優先的に進めていく路線というところで、現在のところ生山印賀線と霞福塚線の三吉の2カ所、それと内方林道とあわせます町道の内方線というところで、現在はその3路線を主として進めております。また、先ほどありました畜産関係なり新規の事業者、そういった方が加わるというところで、また当面は支障木の伐採なり局所的な対応というところで対応を図っていきたいと考えますので、よろしく願いいたします。

○山本委員長 古都勝人委員。

○古都委員 丁寧な説明いただきまして、ありがとうございます。たまたま今、最後にお話しになった比較論で霞福塚の話を出すと、福栄の方には気の毒な面もあるんですが、

考え方としていわゆるそこに至る道が別にも幹線があつて、ほかにも既に完成した道がある。極端に言えば3本目の道を改良する部分と、1つしかない、起点から終点までが1本しかないというような場合とではやはり比較が違うんで、緊急度からいったらやはり1本しかないところは早目の改良をするべきだし、3本目のところはちょっと待っていただいて進めるというようなことも、やはり社会資本整備の観点からいうと当然な論理ではないかと思っております。そこら辺についてのお考えがあればいま一度教えていただければと思います。

○山本委員長 財原建設課長。

○財原建設課長 委員御指摘の路線であります。事業の着手は正直、私が担当してるところで、たしか同時にスタートした経過があります。迂回路等が確保された路線よりは1本の路線というのはありますけれども、霞福塚、石見の町道につきましては、これ自体は地元が一番最初に要望された交差点部分の改良というところが残っておりまして、逆にいけば利用される方は早く交差点を真っ先にしてほしいというところですが、地形上は別の部分から進める必要があった。それと、その間にも議会からもありました発電所付近の町道、そういったものもあっておりますので、その時点その時点優先するものを対象として、補助事業に取り組んで進めていくという考え方にしております。いずれにしても、印賀へ行く町道につきましても全線でいけば9.9キロ、10キロあります。そのうちの約半分の機能は尾郷の町道改良、これでも11年事業がかかわっております。残りはといつても、それ以上の期間と事業費が要るところで、局所的な対応というのも考えていけないといけないというふうに思っております。

○山本委員長 古都勝人委員。

○古都委員 しつこいようですが、今、課長が担当のときに力を入れて途中まで改良されたと。最終年あたりは繰り越しだったと、労災絡みのことがあつて1年繰り越しか何かであそこまで改良されたと。その間、福栄のほうで大雨が降って金がたくさん要するというようなことで、いわゆる過疎計画の中から知らん間に落ちておるといふ状況があつたわけですが、その過疎計画あたりを立てる段階で担当課あたりのそういった、これが忙しいんだよとか継続しとったものが途中でとまってるからとか、そういうようなしんしゃくを担当課、いわゆる企画課あたりに申し述べられる機会があるのかどうか。計画に載らんものはなかなか整備が進まんわけですから、別事業でやるしかないという状況だと思うんですが、そういうような機会はあるんでしょうか、そこをちょっと教えていただきたいと思っております。

○山本委員長 安達室長。

○安達室長 過疎計画あたりの計画の設定等につきましては、当然、企画課のほうから各課に相談をいただきまして、聞き取りもございます。その中で先ほど課長も申し上げましたように、総体的な事業費等、勘案しながら課内で協議をいたしまして、回答をさせていただいておるところでございます。

○山本委員長 よろしいですか。

財原建設課長。

○財原建設課長 室長が申しましたように、過疎計画なり総合計画につきましては、その期間中の年度計画というものを担当課ではつくっております。5年なり10年なりというスパンが必要になってきますけれども、今上げました路線につきましては、計画の早期に図るということはありませんし、また測量が終わっても事業がまだ進められないものについては後半にというところで、そのあたりは全体を見据えてやっております。

○山本委員長 よろしいですか。

足羽覚委員。

○足羽委員 町道の霞福塚線なんですけども、稲刈りが終わったぐらいから工事着手でよろしかったんでしょうかね。ということですが、その工事期間中というのは完全に通行止めとかになるんでしょうか。

○山本委員長 安達室長。

○安達室長 先ほど足羽委員のほうからございましたけれども、工事につきましては先ほど申し上げましたとおり、まだ稲刈りのほうが刈り取りのほう終わっておりませんが、今後終わり次第、地権者の方等と現地を見ながら事業のほう早期に入りたいと思っております。通行車両につきましても、一般の通行される方に支障がないように計画をしておりますので、済みません、仮設道等の設置によって支障がないように考えておりますので、御協力いただきますようよろしくお願いいたします。

○山本委員長 よろしいですか。

私のほうから一言よろしいでしょうか。先ほどの霞福塚線の話でございますが、地元から大変強い要望があって交差点のところの工事をお願いしたいということで、お願いをした事業であります。長年経過をしておりますいろんな事情があったというふうには承知をしておりますが、29年度に予算を設けられて繰り越されたという3,800万ですか、予算を繰り越されておりますが、この事情といいますか、内容についての説明をお願いし

たいと思います。よろしく申し上げます。

安達室長。

○安達室長 こちらの霞福塚線の改良事業につきまして、山本委員長のほうから今、御質問ありました。この着工がおくれましたことにつきましては、当初より工事のほうは刈り取りの後ということで予定はしておりましたけれども、同時に地権者の方との交渉につきましても、おくれました。こちらにつきましては率直におわびを申し上げたいと思います。今後は、年度内に工事が必ず完了するように事業を進めてまいりますので、よろしくお願いいたします。

○山本委員長 そのほかございますか。

ないようでしたら、165ページ、橋梁維持管理について、質疑ございますか。

ないようでしたら、166ページ、河川総務一般管理事務について、質疑ございますか。

古都勝人委員。

○古都委員 福栄の河川プールの維持が今年度で終わるというふうに、ちょっと情報をもらっとるんですが、29年度では管理費あたりがどの項目で出ておるか、ちょっと教えていただきたいと思います。

○山本委員長 財原建設課長。

○財原建設課長 29年度の事業費、管理費というか事業費、掘削工事につきましては、ここにありますが95万9,000円であります。これは全般的な河川の維持管理事業であります。これの今の先ほどの九塚川以外にも地元から要望がありました上萩山の明谷川、そういったものに対しても全般的に当たっておりますが、29年度におきましては、堆積した土砂は少なかったというふうに思いますので、これが全額というわけではないというふうに思っております。

また、30年度、私も先般この地元のイベントに参加させていただきましたが、そのイベントにつきましては今年度で終了というふうに聞いております。ただ、県内でこの河川プールを30年、40年前に整備されたもので、多分県内で使っているのは、この場所、使える状況にあるのはこの場所しかありません。今後、こういった利活用がされるのか、最終的にプールとしての機能がなければ埋まってしまってもいいというような、用水路とかそういった機能がありませんので、埋まってよければそういったところで、次年度以降につきましては、また地元と利活用も含めた協議をして、予算の必要性については協議していきたいというふうに思っております。

○山本委員長 古都勝人委員。

○古都委員 ちなみに、どれぐらいの管理費が出ておったか、3万とか2万とか5万とかわかりませんが、今わかれば、今わからなければ後でまた教えていただければいいと思いますが。

○山本委員長 財原建設課長。

○財原建設課長 プールとしての管理費というのは、現在は支出しておりません。以前はそういった維持、プールの石碑を上げたりそういったものも絡めて、イベントをするなりということで委託料なりを支出しておりましたけども、九塚川に関しては、ここ近年は掘削というところで対応しております。

○山本委員長 そのほかございますか。

ないようでしたら、下段、県営住宅維持管理事務について、質疑ございますか。（「なし」と呼ぶ者あり）よろしいですか。

そうしますと、167ページ、住宅管理事務について、質疑ございますか。

久代安敏委員。

○久代委員 先ほどの県営住宅と町営住宅もですけども、課題等について、要するに年数がたって経年劣化が課題だと、計画的な修繕だと。かつて一般質問で公営住宅のあり方、経年劣化の対策、計画等について質問があったこともありますけども、改めて29年度末の経年劣化についての対策が必要な箇所は、どのように点検されて明らかになっているのか、それで計画的な改修計画を立てておられるのかどうなのか、説明を求めたいと思いますが。

○山本委員長 西田室長。

○西田室長 失礼します。修繕の管理計画ということですけども、住宅自体がかなりの年数がたっておるということで、外側も含めて、かなりの修繕箇所が生じてまいっております。今年度、平成30年度におきまして修繕計画の策定業務ということで、委託を現在発注しておりますので、それ受けまして今後の修繕のあり方、修繕の予算化などについて今後それを基本にしながらまとめてまいりたいと思っております。以上です。

○山本委員長 よろしいですか。

そのほかございますか。

ないようでしたら、168ページ、定住促進施設維持管理事務について、質疑ございますか。

久代安敏委員。

○久代委員 このいわみにしとお試し住宅ですけれども、いずれも入居率が33%ですよね。IUターンや農林業研修生がこの間、非常に人数が減ったということもあるとは思いますが、こういう入居率じゃ初期の設置の意味が達成されてないじゃないかなというふうにも率直に言って感じますけれども、いろいろ住宅政策は展開をされていますが、改めてこういう入居の実態についてどういうふうに認識されているのか、お聞きいたします。

○山本委員長 西田室長。

○西田室長 失礼します。入居率についてですけれども、これはお試し、ひだまりの家を含めてということになります。年度末現在は33.3%という数字が出ておりますけれども、年度中、入退居が実際にはかなりありまして、年度末現在の数値というのは、33.3ということになっております。これにつきましては、入居要件等もございます。ひだまりの家などはお試し住宅、県外の移住者の方が対象というようなくあいもありまして、なかなかそのあたりで、県内や町内の方は入れないというような事情もございます。またそれが定住につながっているかということでも、中には町営住宅に入られたり、町内の企業に就職されたりというケースもございますけれども、入居率に関して常に満杯という状態にはなっていないのが現状としてあります。これにつきましては、うちの課だけではなく、企画課とも相談をしながら柔軟な対応が図れるように入居率が向上するように行ってまいりたいと考えております。

○山本委員長 短期滞在型の事業の説明と一緒にしたような回答が、同じになったようになっておりますけれども、入居率の33%は同じ33%でございますが、いわみにしの6戸の話です。

○久代委員 事業名が定住促進維持管理事務で上段も下段も一緒に表記されているので。

○山本委員長 短期と目的が違いますけどね。

○久代委員 短期滞在型は本当別でしたね、ごめんなさい。その今の入居率という表現ですよね。3月末の数字だと言われましたけれども、通年の入居率というのはいないんですか。ほかの住宅も全部入居率という表現がしてあるけれども、その通年の入居率ではないのですか。月によっては確かに出入りは、特に下段の短期滞在型は月によっていろいろ出入りはあると思うし、特に冬期についてはお試し住宅は高齢者の方が入られるというふう聞いてますけれども、まず確認ですけれども、年度末の数字なのか通年の入居率なのか、データの出し方、それをまずお聞きします。

○山本委員長 西田室長。

○西田室長 失礼します。入居率ですけれども、この決算附属資料に記載しております入居率につきましては、全て3月末現在の入居率ということで記載のほう行っております。

○山本委員長 久代安敏委員。

○久代委員 それでは、やっぱり正確な数字にならないし、だって全体の戸数で月別に何人入居されたのかと、その実数。戸数割る実際に入居された戸数が本当の入居率、いわゆる稼働率だと思いますが、その年度末の数字だけでずっとやってこられたんですか、これまで。基本的なデータのとり方なので、お聞き、確認をしておきたいと思います。

○山本委員長 財原建設課長。

○財原建設課長 入居率の表記につきましては、決算の調書につきまして、従前は本当に通算月数なりの形で実際1年間を通して何%というような表記にしておりますが、昨年からだったと思いますけど、入居率を年度末の表示にしております。今の定住促進施設のいわみにしでは研修施設ということで、農林業研修事業が始まった当初からいけば委員御指摘のとおり、今、研修生が減っているという状況で、利用につきましてはその研修生と、あと町内事業者で居住する場所が定まらない方をあいてる場合は入居をお願いしてるというようなところで今、運用を図っております。昨年自体は、研修生と協力隊で、そういった関係で2名、ことしの春からはまた新たに2名、今6戸あるうちの4戸が入居をしていただいているという状況になっております。いずれにしても、最初にありましたように、入居率が下がって意味をなしてないのじゃないのかというような御意見もありましたけれども、ここにあります定住絡みで整備した住宅というところで、建設課のほうで管理しているところで、いわみにしにつきましては、今、4戸の入居、それと次にはなりますけど、またひだまりにつきましてもそういったところで目的の趣旨として利用してると、運営をしてるところで御理解いただきたいと思います。

○山本委員長 よろしいですか。

久代安敏委員。

○久代委員 基本的なデータはやっぱり総戸数割る現在入居されている数だと。それは、事業としては4月1日から3月31日まで1年の事業でやられるわけだから、大抵月単位で月によっての変動もあるかもしれませんが、全体としてどれだけ入居されとるのかという表記のほうの方がわかりやすいじゃないかと思いますが、どうでしょうか。

○山本委員長 財原建設課長。

○財原建設課長 そうしますと、従前やっていたことであります。今回、決算なり予算なりの意見にもありましたように、この説明資料を改善するという経過の中で、そういった住宅の入居率につきましては、逆にわかりづらいような、年間を通した実態がわからないというような趣旨だったと思いますので、以後そういったように趣旨に沿えるように改めていきたいというふうに思います。

○山本委員長 そのほかございますか。

ないようでしたら、同じようになるかもわかりませんが、下段、短期滞在型専用住宅管理事務について、質疑ございますか。

坪倉勝幸委員。

○坪倉委員 同じような質問になるかもしれませんが、ひだまりの家のお試し住宅のほうの6戸の入居率はともかくとして、運用とか利用の実態について説明をお願いします。

○山本委員長 西田室長。

○西田室長 失礼します。利用の状況というところですけども、29年度に関しましては、延べ23名、済みません、これはひだまり全体ですけど、延べ23名の方が利用されて、お試し住宅に係る部分は12名の方が延べ利用されておられます。先ほども申しましたように、内容としましては企業、町内企業に就職を予定したいのというような内容の方だとか、県外からということですので、日南町がどういう町かというのを短期間で知りたい、体験したいというような入居理由などで入居された方がこの12名の中に入っておられます。期間につきましては、これはさまざまです、4月から12月までの間、入られるような方や、1カ月に満たないような方も中にはございます。3日以上ということなので、3、4日の滞在という方も中にはおられますし、これにつきましてはさまざまです。利用頻度につきましては以上のようなことになっております。

○山本委員長 よろしいですか。

そのほかございますか。

ないようでしたら、169ページ、耕地災害復旧事業について、質疑ございますか。

ないようでしたら、170ページ、林道災害復旧事業について、質疑ございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

ないようでしたら、171ページ、公共土木施設災害復旧事業について、質疑ございますか。

以上で、一般会計については聞き取りを終わりたいと思います。

ここで暫時休憩といたします。15分間の休憩として、10時40分からの再開といたします。

〔休 憩〕

○山本委員長 会議再開します。

これからは、特別会計について審査を行います。

まず、簡易水道事業特別会計について説明を求めます。

高橋室長。

○高橋室長 失礼します。そうしましたら、簡易水道事業特別会計の決算につきまして、御説明をさせていただきます。ページのほうは、204ページでございます。

簡易水道事業特別会計です。平成29年度日南町簡易水道事業特別会計の歳入歳出決算額は、歳入が3億7,900万3,000円、歳出が3億7,884万8,000円で、差し引き額は15万5,000円となりました。前年度に対する歳入の決算額は、1億7,890万の増額、歳出の決算額は1億7,887万2,000円の増額になっております。なお、年度末におけます水道の普及率は72.4%となっております。

歳入のほうの内訳でございますが、水道料金のほうが決算額が7,154万円、分担金及び負担金が43万円、国庫支出金が4,659万円、財産収入が10万5,000円、繰入金が1億1,528万6,000円、繰越金が12万7,000円、諸収入が92万5,000円、町債が1億4,400万円、歳入合計が先ほど述べました3億7,900万3,000円となっております。

前年度の決算額との比較で増減額の大きいものにつきまして御説明をさせていただきます。水道料金が前年度と比較しまして、1005万1,000円増となっております。この要因につきましては、水道料金の収納額の増加、あわせて29年度の水道の使用量の増加による料金の増というものになると思われれます。国庫支出金ですが、前年度の決算額と比較しまして3,043万8,000円の増となっております。これにつきましては、日野上・生山地区の統合簡易水道事業の補助金の配分の大幅な増によるものでございます。繰入金でございますが、前年度決算と比較しまして5,478万3,000円の増となっております。この要因としましては、先ほどから御説明がありました簡易水道事業への基金の積み立て分、建設費、業務費の繰り入れの増加によるものでございます。諸収入のほうでございますが、前年度決算と比較しまして647万7,000円の減ということになっております。この要因につきましては、昨年度行いました水道施設の移転補償費、また

は消費税の精算によります還付金によるもので減額となっております。町債につきましては、前年度と比較しまして1億370万の増でございます。要因としましては、国庫支出金で述べました日野上・生山地区の統合簡易水道事業によります起債の借り入れ等によるものでございます。

歳出のほう説明いたします。歳出のほうですが、29年度決算額、業務費のほうが1億781万3,000円です。事業費が1億9,435万9,000円です。公債費が7,667万6,000円、歳出合計は3億7,884万8,000円でございます。

前年度と決算額と比較しまして、大幅な増減が発生したところを御説明しますが、業務費のほうでございますが、前年度と比較しまして5,674万4,000円の増となっております。この要因としましては、修繕工事、また先ほどからあります基金の積み立てによります支出、消費税の還付の関係によります影響による増減によって増額となっておりますというものでございます。事業費でございますが、前年度と比較しまして1億3,429万2,000円の増でございます。この要因につきましては、歳入で述べました日野上・生山地区統合簡易水道事業の事業量の増加によるものでございます。公債費のほうでございますが、前年度と比較しまして、1,216万4,000円の減となっております。これにつきましては、毎年償還をしております返済額の減少によるものでございます。これが歳入歳出の全体の概要でございます。

続きまして、事業の内容につきまして説明をさせていただきます。ページのほうは、205ページをごらんください。

事業名ですが、簡易水道事業でございます。この事業の取り組みにつきましては、現在日南町にあります簡易水道事業の認可でございます、11地区の簡易水道施設の維持管理を行うものでございます。決算額のほうでございますが、1億781万2,785円でございます。

事業の内容のほうでございますが、簡易水道施設の施設の点検や修繕等の維持管理、水質検査または施設の修繕工事等など行っておるものでございます。その事業につきまして、施設のほうもかなり年数がたっておりますので、施設の修繕や管理に関する費用のほうが毎年少しずつふえるものになっておるようでございます。今後統合によります施設の省力化または適正な管理を行いながら事業の歳出の削減に努めたいと思っておりますし、使用料につきましても、適正な維持管理ができるような料金設定ということで見直しが必要であるかというふうを考えております。

執行経費のほうでございますが、いろいろ上げておりますが、人件費のほうが職員の1名分の人件費を支出しております。あと大きなもので説明させていただきますと、需用費のほうでございますが、施設に係ります修繕料が1,002万円修繕等がかかっております。あと役務費のほうでございますが、今年度につきましては計画的な配水池の清掃作業を行っております。これが129万6,000円でございます。あと委託料のほうでございますが、以前から進めております水道事業の法適用化、公営企業会計化に向けての取り組みでございます。これにつきましては、1002万6,000円支出しております。あと工事のほうでございますが、29年度につきましては、2カ所配水管の布設工事のほうを行っております。あと積立金のほうでございますが、先ほどから御説明をさせていただいております一般会計からの繰入金5,500万を基金に積み立てるということによって支出を行っております。

財源のほうでございますが、水道料と一般会計からの繰入金、また諸収入、あとは起債にかかります町債の収入をもってこの事業を取り組んでおります。なお、予算額と決算額を比較しまして、不用額が1,296万6,215円生じております。これの内訳につきましては、積立金や繰越金、またはその他ということでの不用額が生じておるといような状態でございます。

続きまして、206ページをごらんください。簡易水道統合整備事業でございます。この事業は平成26年度から日野上地区と生山地区の簡易水道事業の統合整備を行っておるものでございます。決算額のほうでございますが、1億9,435万8,641円でございます。事業の内容につきましては、29年度は測量設計業務を行っております。送配水管、水道管でございますが、送水管、配水管、消火栓、給水工事等を行っております。あと新たに設置します配水池の製作のほうを行っております。あと生山にあります浄水場の改良工事ということで、それにも、29年度につきましては取り組んでおります。

課題のほうで上げておりますけども、事業のほうは30年度完成に向けて現在、県との事業の計画を精査し、現在進めておるところでございます。この事業は国の補助金、交付金を受けて実施するものでございますので、その辺の配分をいただきながら、管理しながら30年度には終わるよう事業のほう進めてまいりたいと思っております。

主な執行経費でございますが、職員の人件費1名分を支出しております。あと大きなもので言いますと、測量設計に係ります委託料、あと工事請負費のほう金額が1億7,987万6,000円でございます。

財源のほうの内訳でございますが、国庫補助金のほうが補助対象事業費に対します3分の1ということで、29年度につきましては4,659万円歳入として入っております。あと一般会計からの補助対象外の部分になりますが、一般会計から繰入金をいただいております。あと不足分等につきましては町債のほうでそれぞれ事業債、過疎債それぞれ2分の1ずつをして歳入のほうとして予算を確保しておるところでございます。29年度につきましては、一部工事がおくれたというようなこともございまして、繰り越しのほうを1,110万円繰り越しをさせていただくというものになっております。不用額につきましては、予算額と決算額の比較によります不用額ですが、267万8,359円でございます。中身につきましては、工事請負費、その他によります不用額というものになっております。

続きまして、ページのほうが207ページでございます。事業名ですが、公債費償還事務でございます。この事業につきましては、毎年整備事業によります公債費の償還が生じます、それに係ります償還の支出でございます。決算額ですが、7,667万6,470円です。償還のほうにつきましては、現在行っております、日野上・生山地区の統合整備事業の借入れが発生しておりますので、借入れのほうは少しずつふえておるという状態でございます。執行経費のほうでございますが、公債費の償還ということで、元金、利子それぞれ公債費ということで償還をしております。財源のほうでございますが、水道のほうを半分、一般会計からの繰り入れを半分というようなところで、それぞれ財源の確保をして公債費の償還を行っております。簡易水道事業特別会計の説明につきましては、以上でございます。

○山本委員長 ただいま説明をしていただきました簡易水道事業特別会計について、質疑ございますか。

荒木博委員。

○荒木委員 全体で。

○山本委員長 水道会計全部で。

○荒木委員 じゃあまず、204ページのところで、水道料金というのがことし少し増額の収入があったということになりますよね。昨年からことしにかけてすごい気温が下がって凍結というのがたくさんありました。それで、例えば凍結破損であるとか、それから凍結しないために水を出されてて、それで使用量がふえたということがああるんじゃないかなとは思いますが、その中で余りにも、例えば凍結破損で余り高額な人の減免の申請があったと思います。どのくらいありましたか。

○山本委員長 高橋室長。

○高橋室長 委員、御質問の水道料金の減免の申請でございます。水道料金の減免につきましては、水道の高額な料金に対しますものについては、ある一定の事情によっては減免をさせていただくというものを決めさせてもらっております。ことしの冬、2月、3月にありました大寒波によります漏水等によります水道料金の減免ということで、届け出が既に多数出ておりますが、現在もその減免につきます申請が、まだ十分に把握されておられなかったということで、いまだたって申請のほうが出ておるといような方もございます。現在のところはちょっと詳細な数字はまだちょっと押さえきれておりませんが、20件弱程度、現在のほう届け出が出ておるといふうに把握しておりますが、先ほども説明しましたとおり、その辺の減免につきましての周知につきましては、修繕業者様のほうから説明をさせていただくといようなことで、ようやくその減免の申請がわかるということでございますので、これからまだもう少し件数がふえるのではないかなといふうに思っております。

○山本委員長 荒木博委員。

○荒木委員 ということは、この29年度の3月末までの対した分はまだ継続しておるといことですよ。調査もはっきりしないといことによろしいですね。じゃあ、終わった時点でまた資料として出していただければと思います、この件に関しては。それによろしいでしょうか。

○山本委員長 いつまで出せばいいかといことがありますでしょうか。

財原建設課長。

○財原建設課長 凍結破損による漏水につきましては、基本的には料金が賦課する前、通常ですと毎月13日ぐらいに締めて料金の賦課を、料金の調定を起こすという作業になります。それまでに、検針員さんからなり本人さんから宅内が破裂したといところで修繕等が確認されたものは、賦課の前に修正をするという手続をとっております。今回9月の補正にも正直還付が、そういった方で修理なり書類が整わないでという方が、8件、漏水に関してはあっております、その対応として18万8,580円、これは一度料金をいただいてから、書類等が整ってから納めていただいた料金の中から還付するといところで、今回増額の補正をさせていただいたところであります。ですので、事前に検針員なり、使用者の方から通報があったもの等の把握といことになりますと、全体的には建設課の水道担当のほうでは把握してないといのが正直なところであります。

○山本委員長 荒木博委員。

○荒木委員 その今、まだ申請が残ってるのが8件ということですよ。それは平成29年度の分ですか、出てるのは。ですよ。また変わってくるということですよ。この決算としてはまた、この決算額というのは変わってくるわけですよ。変わらない。わかりました。これ今の話でありますと、まださらに出てくるような雰囲気でもありましたが、その都度、適正に処置していただきたいとは思いますが。

次に、205ページの委託料の中で公会計に移るための固定資産の策定というのがあったと思うんですが、実際には四、五百万の予算があったと思うんですが、これで見ますと100万ということですが、今の進捗状況というのはどういう状態なんですか。

○山本委員長 高橋室長。

○高橋室長 公営企業会計への移行に伴います予算のほうでございますが、本年度のほうは100万ちょっとというような予算執行でございます。この予算につきましては、当初30年度に公営企業会計化ということで、進めるということで予算計上をしておりましたが、いろいろな事情によりまして、31年度から法適化、公営企業化に向かうというようなスケジュールで行うというふうに変更されたところでございます。その移行の時期が1年おくれたということに伴います移行事務のほうでございますが、特に会計の予算決算等のあたりの決算書類の作成等によりまして、不用になったということもございまして、移行が進むに当たりましては、当然事務処理、または条例の改正など、そのあたりもしっかりしたものには詰めなければいけなかったというものがあっても、それが1年流れたというようなことで、当初計画しておりました金額より少なくなったというような状態でございます。

○山本委員長 荒木博委員。

○荒木委員 要するに進捗率というとおかしいですが、どのぐらい進んだかというのを聞いたかったんですが、余り進んでないというふうにとればよろしいですか。

○山本委員長 高橋室長。

○高橋室長 進捗率ということになりますと、具体的な数字でちょっとお示しができないのですが、現在完成しております内容につきましては、まず固定資産に伴います調査のほうは既に完了をしております。あわせて、現在移行に伴います準備のほうは平成27年度以降から少しずつ進めておる状態でございますが、残った内容につきましては、公営企業会計を運営しますシステムの導入と、あと先ほども御説明をしました運用に向けての

予算決算、また条例の改正等の事務に関するものがまだ行われてないというような状態でございますので、それを現在30年度ですが、進めておるという状態でございます。

○山本委員長 坪倉勝幸委員。

○坪倉委員 関連をいたしますけれども、監査委員の意見にもございました。28年度の500万円が繰り越しされたけれども、なおかつ使われてないと。先ほど高橋室長が説明されましたように、27年度までに固定資産の台帳整備を終わっておって、28、29年かけて準備をして30年からスタートするという計画だったものが、監査委員への説明では整備方針が決定せずというふうに説明をされたというふうに言われておりますけれども、この整備方針というのがどういうことを指しておるのが、まずよくわかりませんが、がしかし、その公営企業会計への準備が2年間実質滞っておって、開始年度も1年ずれ込まざるを得ないという状況なんですけれども、28年度から現在に至るまでの経過、そのおくれしてきた原因等について詳しく説明をいただきたいと思います。

○山本委員長 財原建設課長。

○財原建設課長 公営企業会計への移行につきましては、議会のほうにも当初27年度から取り組んで資産の整理、評価、それから今後会計のシステム導入して、当初29年度までに台帳を整備して30年のこの4月から移行したいということで御説明しました経過があります。その後、今、室長のほうからはっきりとはなかなか言えない事情があつて説明はしておりますけれども、資産の評価等実質、29年度まで繰り越しの事業を使って固定資産の評価までは終わってると。ただこれからシステム、新しく財務のシステムを入れてそれに固定資産の評価、それと財務諸表の会計のやり方、そういったものを会計士から支援を受けて移行するというものが、繰り越し繰り越しで1年ずれてるというのが実態であります。それに加えて実際近隣で、江府町が今回この4月から移行を先にやっております。ここは日南町と同じ財務会計のシステムを使っておりまして、条例そういったものもほぼ似たような形になるであろうというところもありまして、今回当初、移行の予定が30年4月を31年に延ばしたというところで、当初その移行費用について監査委員さんからの指摘というところで上がったところでもあります。それに伴います繰越予算を必要なものとして実施しなかったというところを指摘いただいとるところですが、改めて30年度の予算で組み直しまして、現在4月1日に移行に向けて取り組んでるところであります。

○山本委員長 坪倉勝幸委員。

○坪倉委員 この2年間おくれしてきたという原因について詳しく、きちんと理解できな

かったんですけども、本当のところ事務の遅滞なのか町長含む全体の方針なのか、その辺のところをほかの要因もあるのかもしれませんが、具体的にどういう要因で予算が執行されなかったのか、あるいは事務が進められなかったのかについて、説明を改めてお願いします。

○山本委員長 よろしいですか。

財原建設課長。

○財原建設課長 具体的な要因であります。繰り越しや資産整理等々が……（「マイクが入ってない」と呼ぶ者あり）

具体的な要因という御質問ですが、当初から簡易水道の事業につきましては、今回の統合整備事業に絡めます資産の原簿がありましたので、1年早く資産評価を、固定資産の評価を進めました。集落排水につきましては、事業費も大きいということで、2年目に実施するということで、その段階で約1年、繰り越しも含めてになるんですけども、1年おくれております。それと、先ほどの30年4月を31年に延ばしたということは、先ほどありましたシステム導入に当たって江府町、そういったものがシステムが同一であれば、その移行に関しても新しいシステムを構築するなり、料金そういったものにも関しまして、スムーズに移行できるというふうに考えて合わせて2年おくれたというふうに思っております。

○山本委員長 よろしいですか。

そのほかございますか。

じゃあ、済みません、私のほうから聞かせていただいてもよろしいでしょうか。

この公会計制度移行について予算が執行されておるわけですが、年度をまたいでおります。最初の27年度予算におきましては、公会計移行事務として765万円の予算が計上されておって、それと固定資産整備台帳の整備ということで506万でしたか、予算を計上されておったように記憶しておりますが、ちょっと資料今持っておりません、正確なところをお答えいただきたいと思います。27年度にこの公会計制度移行に結果的に幾ら予算が使われたのかということをお聞かせいただきたいと思います。

高橋室長。

○高橋室長 公営企業会計に伴います執行の予算でございますが、27年度につきましては、移行支援事務と固定資産調査業務をまとめた形で業務のほう委託しております。27年度の執行額ですが、583万2,000円を執行しておるという支払いでございます。

内訳としましては、移行支援業務に係る支出のほうは76万5,000円、固定資産台帳の整備のほうにつきましては、5006万7,000円、これを27年度に公営企業会計の法適化業務ということで予算執行を行っております。

○山本委員長 それをされた後に、28年度には予算は幾ら計上されておったのでしょうか。（発言する者あり）時間がかかりますか。

財原建設課長。

○財原建設課長 済みません。過年度分の決算明細がちょっと持って上がってないので、正確にはちょっと申し上げられないんですが、多分簡水につきましては先ほどの公会計支援のシステムの資産データの移行の処理のための繰り越した500万円だというふうに私どもは……。

○山本委員長 28年度、500万円。29年度はそれを不用額で上げられて。（発言する者あり）休憩。資料の提出ということでよろしいですかね。（「異議なし」と呼ぶ者あり）私が質問してよろしいですかというのもおかしいですが、このことについて資料を提出していただきたいと思いますので、よろしく願いをいたします。

そのほかございますか。（「なし」と呼ぶ者あり）はい。ない……。

坪倉勝幸委員。議長押しとんならんよ。

○坪倉委員 課題のところで、つまり施設の統合ということも触れられておりますが、今後、施設統合が可能な地域っていうのはどういうところが考えられるのか、伺いたいと思いますし、もう1点は、使用料の見直し、適正な使用料の見直し、農業集落排水事業会計についても同じことが書いてありますけども、こここのところの考え方について説明をいただきたいと思います。といいますのは、町長は今後4年間値上げをしない、来年10月からは料金の引き下げをすると明言をされておる状況の中で、どういうふうに解釈をされるのか、あるいは理解をされるのか、今後の方針も含めて説明をお願いします。

○山本委員長 財原建設課長。

○財原建設課長 最初にありました施設の今後の統合性を見直しというところであります。現在、日野上・生山の統合事業ということで、国の事業採択を受けて補助事業で進めてるところであります。これにつきましては、設備の機能強化、新しいものに変える、それと配管につきましても口径を大きくしてというようなことで事業採択になっております。今後につきましては、やはり町内の施設は比較的まだ井戸に変えて新しい施設が多いですけれども、全部で11施設あります。今、国、県、国の方針からいけば事業、町村間で統合

しなさいというようなことで、それで経費が安価になるのかというのは疑問はありますけども、隣接した水道施設を連絡して整理統合を図ってというような方針でやっております。町内におきましては、お隣とつながるっていうことはありませんけれども、逆に今掘りました井戸、やはり年数がたちますとなかなか能力が落ちてきているというのもあります。隣接した施設を連絡してそういったもので、そういった事業に乗って機能強化というか、片方の井戸がダウンして、今回も宮内の井戸がダウンして湧水、まあ凍結による湧水が生じたところですが、例えば福栄の白谷と福栄がちょうど今、福栄のセンターのところだけつなげば連絡するというような状態もあります。石見につきましても一番上流の神戸上から上石見、中石見、下石見までとありますけども、部分部分つなげれば強化になるというようなところもあります。そういったところでこの冬の特に矢戸地区の湧水、そういったものに対応できるような事業は、新たにメニューとして加われば取り組んでいきたいというふうに思っております。

あと、後段の使用料の関係です。町長の方針は在任中は上げないというところで明言されております。かといって次には消費税の増税が見込まれておりますので、それを含めるということではできませんので、税が上がれば現状の使用料のほうが下がるということで引き下げという表現になってしまいました。町長のほうはそういったことで在任中は上げないという方針ではありますけども、やはり日南町も含め全国的に簡易水道事業やそれやほかの下水道事業、単独で、このたび、来春から公会計にいきますと収支計算が明確になってくると思います。そういった面で対策として基金の積み増し、そういったものをこれまで受けてきておりますし、公会計に移った決算書によって、その料金がどうあるべきかというところは、そういった決算統計、決算上の数字を踏まえて見直しは図らないといけないうようなことは担当課としては考えております。

○山本委員長 村上正広委員。

○村上委員 先般の監査委員さんの意見書の中に今回の未収金の徴収について、新たに水道の負担金、この後出てくる下水道料の分担金、調べれば43万円と93万円、このうちの何ぼぐらいが残ったのか、何件ぐらいの接続があつて、何件ぐらいの未収金があるのかという点と、なぜそういう事態が発生をしたのか、このことについての答えをいただきたいと思います。

○山本委員長 高橋室長。

○高橋室長 29年度決算におきます歳入の未収額が発生しておる件でございます。先ほ

ど未収額の金額のほうを言われておられました……。〔決算額〕と呼ぶ者あり〕決算額でございます。未収額につきましては、水道のほうにつきましては、水道の給水の負担金が2件未収額になっております。これにつきましては、本来、給水工事が行われますときに負担金を徴収すべきものではありませんでしたが、その徴収が漏れておったというような状態が把握されました。そのあたりを事務的な未処理であったというようなことが発覚しましたので、今回、未収金の額ということで計上となっております。

下水道のほうでございますが、特定公共、特定地域生活排水処理事業いわゆる合併処理浄化槽の負担金でございます。この負担金につきましては、1件未収が発生をしております。金額のほうは15万何がしの金額でございます。状況につきましては、この負担金につきましては、浄化槽設置整備事業を行った後の事業費の本人負担分という形の、精算を行った後に、御本人のほうに負担金という形で御請求をさせていただくものではございましたが、この負担金の計算のほうは速やかに行われなかった、事業費の確定がおくれたというようなこともございましたし、また御本人、負担金をいただく方に対する請求もおくれたということもございまして、未収額が発生したというような状態でございます。

○山本委員長 村上正広委員。

○村上委員 これの例えば設置の時期、下水の場合は設置の時期、それが請求がおくれたと言われる年度末までにできなかったという理由、そこら辺が逆に言えば職員の怠慢なのかどうなのか。明らかに例えば水道の負担金等々にしても水道を引きたいから水道をつけてもらう、その負担金をもらえないという状況が、水や下水は漏れるもんだと言われればそうかもしれませんけれども、全くそういうような観点ではないというぐあいに思っていますので、しっかりとやはり職務の中でどこにどういうものつけて負担金としていただくべきものだというぐあいには思うけれども、そこら辺はどうなんですか。

○山本委員長 財原建設課長。

○財原建設課長 委員御指摘のとおりであります。監査委員の指摘にありましたとおり、支払いの遅延から全体的な事務の遅延が生じているというのが、決算審査の意見でありました。監査委員さんからの指摘でございます。負担金等につきましては、前回の決算におきましても、その前の決算において事務処理が滞って、料金の請求不可、収納がおくれたということを踏襲しているような結果ではありますけれども、年度末で事務処理が終わっていないものに関して精査して、書類を整理して、5月31日までの出納閉鎖に間に合わなかったということが事実であって、結果、使用される利用者の皆様に御迷惑をかけている

というところであります。これにつきまして室の中で再度事務整理をして、今、書類的にはほぼ進めておりますので、あとは出納閉鎖に間に合わなかった案件について、こういった負担金の滞納繰り越しというようなことが生じたところをおわびして、事務の完済に努めていくというところで、今進めておるところで申しわけありません。

そういったどんな要因かと、何が原因なのかと改めて問われますと、前回もそういったものは課の中で、すべからず担当の室の中でチェックをするというところでお答えしたところですが、そのときには事務の停滞が起こらないようにチェックシートをするというところで進めておりました。今回の件につきましては、上水と下水それぞれ申請が別々だということ、片方だけは処理してても片方が終わってないというようなこともありまして、7月以降申請書を取りまとめて上水も下水も一つの書類でわかるようにというようなことに改善して、処理が未処理とならないように努めていくというところで、今取り組んでいるところであります。

○山本委員長 そのほかございますか。（発言する者あり）

ないようでしたら、続きまして、農業集落排水事業特別会計について説明を求めます。

高橋室長。

○高橋室長 失礼します。そうしましたら、農業集落排水事業特別会計の決算の説明をさせていただきます。

ページのほうは、208ページでございます。農業集落排水事業特別会計です。平成29年度日南町農業集落排水事業特別会計の歳入歳出決算額は、歳入が2億5,094万2,000円、歳出が2億4,373万円で、差し引き額は721万2,000円となりました。前年度と比較します歳入の決算額は6,829万4,000円の増額、歳出の決算額は6,270万7,000円の増額となっております。なお、下水道の整備率、農業集落排水、浄化槽でございますが、整備率のほう合わせまして88.7%というような状態になっております。

歳入のほうの内訳を説明させていただきます。歳入のほうでございますが、下水道料金が決算額が7,602万9,000円、分担金及び負担金が93万円、国庫支出金が34万6,000円、財産収入が15万2,000円、繰入金が1億4,390万4,000円、繰越金が162万5,000円、諸収入が515万6,000円、町債が2,280万円、歳入の合計が2億5,094万2,000円でございます。

前年度の決算額との比較によります増減で大きなものを述べさせていただきますと、国

庫支出金のほうが前年度と比較しまして228万9,000円の減となっております。この減の要因につきましては、浄化槽の整備事業によります交付金の配分が減になったというものでございます。繰入金のほうでございますが、前年度決算と比較しますと5,488万6,000円の増でございます。これにつきましては、一般会計から基金としての繰り入れのほうをいただいておりますので、による増でございます。町債のほうでございますが、前年度決算と比較しまして1,800万円の増となっております。これにつきましては、先ほど簡易水道のほうでも御説明等がありました、お話がありました公営企業会計に伴います固定資産調査に要する費用としまして、町債のほうがふえておるというものでございます。

歳出のほうでございますが、決算額のほうが業務費が1億5,089万1,000円、事業費が423万7,000円、公債費が8,860万2,000円、歳出合計が2億4,373万円でございます。前年度決算額と比較しまして増減が発生しておりますが、大きな主な要因としまして、業務費のほうが前年度と比較しまして6,716万5,000円の増となっております。この要因につきましては、歳入のほうで述べました基金の積立金、下水道施設等の固定資産調査委託費によるものの増というものが要因でございます。あと事業費のほうでございますが、前年度決算額と比較しまして442万7,000円の減となっております。この要因につきましては、浄化槽整備の事業量が少なくなったというもので、前年度と比較しまして減額となっております。

続きまして、事業の詳細を説明させていただきます。ページのほうは、209ページでございます。事業名が、農業集落排水一般管理業務でございます。この業務につきましては、日南町にあります農業集落排水施設4地区の維持管理を行うものでございます。決算額のほうでございますが、1億1,242万7,765円でございます。主な取り組み等でございますが、施設の修繕や維持管理比費、施設の検査、汚泥の処理費など、29年度につきましてはあわせて固定資産調査の業務を行っております。

課題のほうに記載しておりますが、簡易水道の事業と余り変わりませんが、施設のほうもだんだんと経年に伴う修繕や管理費が増加傾向になっておるようでございます。そのあたり施設の長寿命化、省力化に努めながら料金の見直しも行い、適正な維持管理に努めてまいりたいというような考えでおります。

執行経費のほうでございますが、人件費1名分を支出しております。あと支出の大きなもので御説明させていただきますと、施設の管理委託料のほうでございますが、749万

6, 000円計上しております。需用費のほうでございますが、施設の管理のほうで、維持管理費ということで光熱水費が1, 162万6, 000円支出を行っております。あと下水道のほうも簡易水道と同じく基金のほうの積み立てを5, 500万行っております。その支出のほうを行っております。繰り越しのほうでございますが、28年度の繰り越しということで、先ほど御説明しました固定資産調査に係ります業務の委託料を982万7, 000円支出しております。財源のほうにつきましては、下水道料金、分担金、一般会計からの繰入金、諸収入、町債などを財源としながら一般管理業務と支出のほうを行っております。

続きまして、210ページでございます。事業名が特定地域生活排水処理一般管理業務でございます。この事業につきましては、日南町内にあります合併処理浄化槽の維持管理に係る費用のものでございます。現在日南町におきまして維持管理を行っております浄化槽につきましては、実績としまして3月末現在で782基の浄化槽を維持管理を行っております。浄化槽のほうにつきましては、点検や清掃、修繕等を行っておりますし、定期的な法定検査のほうも実施しております。あわせて農業集落排水事業でも説明しましたとおり、浄化槽につきましても固定資産調査のほうを行っております。

課題等のほうに上げさせてもらっておりますが、この浄化槽につきましても当初設置から相当数たっておる浄化槽もございます。修繕や維持管理費等の増加が少しずつ発生しておりますので、さらなる浄化槽の適正な管理、使用または料金等の見直しを行いながら、浄化槽の維持管理に努めてまいりたいというふうを考えております。

主な執行経費でございますが、修繕料が325万8, 000円、検査、清掃料が941万2, 000円、施設の浄化槽管理の業務でございますが、これが1, 358万3, 000円でございます。28年度の繰り越しでございますが、農業集落排水事業でも御説明しましたとおり、浄化槽におきましても固定資產業務のほうを行っております。委託業務を行っております。これが907万3, 000円でございます。

特定財源のほうでございますが、下水道料金、諸収入、町債などを財源にしながら一般管理業務の歳出のほうを行っております。

続きまして、211ページでございます。事業名が特定地域生活排水処理事業でございます。この事業は、日南町が現在推進しております合併処理浄化槽の設置事業でございます。29年度の決算額でございますが、423万6, 840円でございます。浄化槽の実績でございますが、29年度は3基設置を行いました。浄化槽のほうの課題ということで

ございますが、まだ農業集落排水整備の区域外につきましては合併処理浄化槽の設置をということで推進をしておりますが、まだ未接続の世帯や設置をまだ行っておられない世帯もございます。引き続き設置のほうを推進していきたいというふうに考えております。

執行経費のほうでございますが、浄化槽の設置整備工事ということで423万7,000円支出しております。財源の内訳でございますが、下水道分担金、料金、国庫支出金、交付金のほうを財源としております。そして町債のほうも事業債、過疎債2分の1ずつということで、その予算を財源としながら事業のほうを行っておるものでございます。

続きまして、212ページです。事業名が農業集落排水・特定生活排水公債費の償還事務でございます。この事業につきましては、農業集落排水事業・特定生活排水処理事業の事業に伴います公債費の償還でございます。公債費のほうにつきましては、農業集落排水事業が6,973万2,000円、特定生活排水処理事業の公債費が1,887万円、これを29年度償還を行っておるものでございます。財源の内訳につきましては、一般会計から公債費分として8,142万3,000円、また基金からの繰り出しということで717万9,000円を財源として公債費の償還の支出のほうにさせていただいております。

農業集落排水事業特別会計の説明につきましては、以上でございます。

○高橋室長 ただいま説明をしていただきました特別会計について、質疑ございますでしょうか。（「なし」と呼ぶ者あり）よろしいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）

ないようでしたら、建設課の審査全体を通して質疑漏れございますでしょうか。

坪倉勝幸委員。

○坪倉委員 道路維持の関係ですけど、昨年の経済福祉常任委員会でも、業者委託による町道の見回り、点検、簡易補修等についてのところで、いわゆるその点検、巡回点検のマニュアルなり、点検シートなどを整備して適切な点検が行われるようにというお話がありましたが、この辺のところについてどういう状況になっているのか、業者が年4回の定期巡回等がきちんとされて、適切な管理がされているのか。特に雪解け後の管理、見回り等について、確かに路面の舗装等はすぐにされますけども、例えばのり面とか、側溝とか、詰まったり破損した状態のものがしばらくの状態あると、指摘を住民から連絡が行かないとわかっていないというようなところもあります。業者が巡回をするときにやっぱりそういったところも含めて点検をされるべきだと思いますが、その点検のマニュアル、チェックシートなどについて整備されているのかどうなのか伺います。

○山本委員長 安達室長。

○安達室長 坪倉委員の質問にお答えします。委員のおっしゃいましたチェックシートですとか、点検表のようなものにつきましては、新たに整備を行ってはおりませんが、道路の維持管理事業につきましては、通常、委員のおっしゃいました年4回の巡回を行いまして気づいた点等がありましたら、建設課のほうに上げていただくようにしております。それをもちまして町のほうが業者のほうに修繕なり、保留なりの指示をしております。この維持業者につきましても毎月等履行報告をいただいております。その中で先ほど委員さんおっしゃいました除雪機の修繕等まだ十分対応が終わっていないものがたびたび散見をされております。それにつきましては業者と歩調をとりながら順次対応をしていこうと思います。いろいろ御迷惑をおかけする部分もあるとは思いますが、また何かありましたら建設課のほうに御指摘いただきますようお願いいたします。

○山本委員長 よろしいですか。

村上正広委員。

○村上委員 どのページというわけではないかもしれませんが、農業用地総合整備事業のほうがいいのかなとは思いますが。土地改良区というものがなくなりました。その当時、改良事業の中で石碑が相当量つくられております。若干私の近くの石碑も本体の石が剥離をしている、多分ここ1年や2年どうのこうのないとは思いますが、将来的にこれの管理あたりは誰がどのようにされるのか、わかれば教えていただきたいと思いが。

○山本委員長 財原建設課長。

○財原建設課長 近くの石碑がちょっと私のほうには。（発言する者あり）えっ、はい。確認させてもらいますが、圃場整備事業なり、そういったもので田んぼと一緒に整備した、例えば農村公園なり石碑、公園にあります石碑とかいうものでありますが、土地改良事業で改良区を解散したときに農道、水路、そういったものは台帳として建設課のほうに移管されたという認識で、現在もそういったものに関しては災害復旧等で取り組んでいるというところがあります。農村公園やそういったものにつきましては、つくった当時は子供さんがたくさんあったりということで、それからもう過疎、高齢化になって使っていないものも多々あります。ただまだ事業的には処分をしてないというところで、いつぞやの会計検査等で指摘もあったというような経過があつとります。石碑のほうにつきましては、まだそういったもので点検なりそういったものをした経過がないと思えますので、そういった土地改良事業でつくられたものも、今、これから順次点検というものを図っていくという

ことになるというふうには考えております。誰がするというのはまだ詳細には決まっていというところであります。（発言する者あり）最終的には農林課でなければ多分建設課に回ってくるというふうに思っております。

○山本委員長 いいですか。

福田稔委員。

○福田委員 その関連ですけどね、これも土地改良区で工事して農業水路ですね、これも今確認ですけど、これも建設課に言えばいいですか、工事等については。

○山本委員長 財原建設課長。

○財原建設課長 水路等につきましては、土地改良事業として財産は町のほうへということで建設課のほうへ台帳をいただいております。ただ通常の維持管理につきましては利水者で行っていただいているというところでありますので、不都合、修繕なり改修をしていきたいという相談につきましては、建設課のほうで受けております。

○山本委員長 福田稔委員。

○福田委員 そういう場合には建設課に、大雨等々であふれたときなんか建設課に言えば建設課、工事してもらえる。その土地で、地域で修繕するということかな。

○山本委員長 財原建設課長。

○財原建設課長 あふれたものに、あふれたということでありましたら利水者でお願いしたいと思いますし、利水者、受益者で、利用される方をお願いしたいというふうに、実際そういったことで、水の管理は水を引く方々でやっていただいておりますし、壊れたものに関しましては災害報告にもありましたように、一度、役場で被害報告を受けて、修繕する事業を建設課のほうで仕分けて補助の事業に向かう、例えば総務課の単独事業に向かう、はたまたしっかり守るの交付金に向かうなり、そういったものに関しては建設課のほうで有利なものを利用していただくように仕分けというかそういったことで協議をしてるのが実情です。

○山本委員長 よろしいですか。

福田稔委員。（「災害復旧」と呼ぶ者あり）

○福田委員 水路、農業水路を最初ね、土地改良区つくったわけだよね。もう何十年なって、この水が多いなったら、水路が、流れる水が多いなって災害等も大雨、雨等々も降ってくるし、その場合はやっぱり土地改良区がもうないだけえ、その管理はやっぱり建設課するということだねえ、台帳もらっとるだけえ。それでも水路こまいだもん。

○山本委員長 財原建設課長。

○財原建設課長 水路に水が多くたまるということに関しましては、災害の最近のゲリラ豪雨ということで集中豪雨ということからいけば、短時間で大きな水が流れてくるということは従前から変わってるとは思いますが、基本的には用水、用水のための水の量というのは変わってないと思います。そういったことの中で、29年度の決算におきましても中石見の町道に隣接する用水路、そういったものは絶えず用水路から水があふれるということで町道にも影響があるというところで、そういったものはしっかり守るの交付金で対応したという経過はあります。そういったことで、ケース・バイ・ケースだと思います。そういった事業すべからず町が維持、修繕そういったものを対応してるというわけではありませんで、いずれにしても、建設課のほうに相談いただければと思います。（発言する者あり）

○山本委員長 村上正広委員。

○村上委員 農業集落排水事業の関係についてお聞きしたいと思いますが、非常に他の地域は戸数も減って多分いいと思うんですけども、例えば生山・霞の浄化センター、これについては近年非常に、道の駅もできたり、その周辺非常に多く建物も建ったり、また生山の分譲地等々もつくったり、状況的に424件の供用があるというぐあいには聞いている、書いてありますけども、これの建物自体も浄化場自体も多分結構古くなっておるといふぐあいに思ってますけども、その処理能力的なものにはどれくらい、まだ十分に余裕があるのかどうなのかという点についてお聞かせをいただきたい。

○山本委員長 高橋室長。

○高橋室長 生山・霞地区の農業集落排水処理施設の能力でございますが、当初、平成7年に供用開始しておると思います。そのときの計画の人口また排水の排水量等、もともと当初最大値の排水があるものに対して、およそ1.5倍程度の容量を確保しておるといふふうな設計で組まれておるといふふうに聞いております。したがって、現在のところ生山・霞地区につきましては、公共施設または一般家庭の接続が地区でいいますと増加傾向にあるというようなことでございますが、現在の戸数、人数でいきますと許容範囲内であるというふうな話は維持管理業者から確認をしております。ただ、先ほど委員も御指摘がありましたとおり、施設が既にかなり老朽化しておりますし、そのあたりも含めて適正な処理能力が行われる施設に更新または改良していく必要があるというふうに考えております。

○山本委員長 よろしいですか。

村上正広委員。

○村上委員 今、更新の計画をつくられるということなんですけども、これについての具体的な実施年数がわかれば教えていただきたいと。

○山本委員長 財原建設課長。

○財原建設課長 集落排水事業の施設更新におきましては、実際、たしか平成25年だったと思いますけれども、最適化構想ということで一度、生山と上の矢戸の施設を整理統合して機能を強化しようかということで検討した経過があります。先ほど室長が申しましたように、処理能力は1.5倍というような設計で運営を始めておりますが、生山につきましては当初の実質の利用からいけば、今の道の駅、小学校の統合、そういったことで使用される人数がふえてるということで、その当時多分1.1倍にふえているというような検討結果があります。そこへ向いてまた道の駅そういったものでふえていくと今の生山の処理施設自体を大きくする、矢戸と一緒に統合したときには大きくするというような計画で当時の補助事業のメニューがあったということで計画申請に向かった経過があつておりますが、実質はその事業につきましてはなかなか補助採択ならないというところで、今保留しているところであります。基本的に新たに今の簡易水道の施設もそうですが、公共施設の管理、更新、そういったものの有利なメニューがあれば、そういったものの中で古くなった施設の更新を図っていきたいと思います。ただ、県内の資料でいきますと日南町は平成7年かな、まあ生山から始めておりますが、ほかにももっと古い施設は多々あり、そういったものの中で広域化と共同化そういったものの中で、新たな予算メニューができないのかということで協議検討を始めたところであります。

○山本委員長 よろしいですか。

古都勝人委員。

○古都委員 国土調査事業で遅延案件が非常にたくさんあったものが、きょう聞くと大分減少しておるということですが、委託料5,700万のうち、遅延解消のための委託費は大体どれくらい支出されておりますか。

○山本委員長 西田室長。

○西田室長 失礼します。155ページの上段のあたりに③番ということで、認証遅延解消業務ということで3,002万2,000円となっておりますが、こちらが遅延解消の委託業務となります。

○山本委員長 よろしいですか。3,002万円ということでございます。

古都勝人委員。

○古都委員 委託業務ということですね、委託の額。補助率が75%ということで非常に率もいい補助、昔は九十数%でしたが、なっておりますんで、委託業務をふやしてでも、早く遅延を解消すれば予算枠がふえるということなので、そこら辺を検討して予算枠を当初計画のようにふやしていただければ、また回りがよくなるのではないかと思います、どうでしょうか。

○山本委員長 財原建設課長。

○財原建設課長 この認証の遅延によって予算の配分が影響が出ているというところで、29年度におきましては先ほどの3,000万円を解消の支援業務というところで、再度遅延を解消図るがために委託業者と協力して進めているところです。冒頭に説明しましたとおり、検査のほうはほぼ現在のところは終わって、これから法務局へ送付してるというところの段階になっております。30年度も引き続きそうした事務のための支援を継続して、今年度で遅延が解消できるよう進めているところであります。

○山本委員長 そのほかございますか。（「なし」と呼ぶ者あり）

ないようでしたら、以上をもちまして建設課についての審査を終了いたします。お疲れさまでした。

そうしますと、ただいま審査をいたしました建設課について特に意見を付したいということがございますでしょうか。

そういたしますと、メールでも、後ほどメールでも結構でございます。18日正午まで意見がありましたらお寄せいただきたいと思っておりますので、よろしくお願いをいたします。

午前の審査は以上で終了いたします。お疲れさまでした。

〔休 憩〕

ここから

○山本委員長 会議を再開します。

午後からは、住民課について審査を進めてまいります。

まず、主要施策の成果及び財産に関する調書、62ページ、総務費から70ページ、民生費までの説明をお願いいたします。

浅田住民課長。

○浅田住民課長 住民課、本日、高柴室長、それから長崎室長、それから私、浅田の3名

で対応させていただきます。よろしくお願いたします。

初めに、皆様方のタブレットのほうに提出資料としまして決算審査特別委員会のフォルダーの中の決算審査特別委員会というところがあると思います。そこに提出資料がございます。その中の不納欠損の部分、その部分の説明から入らせていただきますので、お手元に御用意いただきたいと思います。それでは、説明のほうは高柴室長のほうから行います。

○山本委員長 高柴室長。

○高柴室長 提出資料の1ページ目をごらんください。平成29年度の不納欠損の内訳でございます。まず、住民税のほうで7件で11万400円となっております。上の合計の欄と違いますのは、住民税の部分が約6割の町民税の部分と4割の県民税の部分がありますので、合計したものの約6割ということで11万400円の額ということです。それから固定資産税につきましては、28件、75万1,600円、それから軽自動車税のほうは17件、12万3,400円、国民健康保険税でございますが、9件で32万580円、介護保険料、介護保険の特会になっておりますけども、徴収のほうは住民課のほうで行っておりますので上げております。その額が81万2,400円。また、保育園の案件になりますが、保育料につきましては2件で51万3,000円、合計で延べ65件の税・料金のほうで263万1,020円の案件を不納欠損といたしております。

はぐりまして、2ページ目以降につきましては、町のほうの債権の状況のほうを載せております。町で取り扱っている債権について説明をしておりますのでごらんください。

3ページ目以降につきましては、地方公共団体の債権の概要ということで説明のほうをさせていただきます。町で取り扱っている債権につきましては、強制徴収公債権と非強制徴収公債権、そして私債権の3つのほうに分かれております。簡単でありますけども、未収金の提出資料の説明です。

続きまして、62ページ、決算の説明資料の62ページになります。税務総務一般管理事務でございます。29年度の決算額が2,342万3,019円でございます。比較としまして1,164万4,163円の減でありました。理由といたしまして、平成28年度におきまして、土地台帳の管理システムのほうの導入、また3年に1度でございますけども、平成30年に当たっての固定資産税の評価替えに係る宅地の評価のほうの委託業務のほう行っておりまして、それに伴う減でございます。ここの事業でございますけども、税務一般事務、人件費、給与のほか賦課徴収を行うための支出を行っております。課題でございますが、土地台帳履歴システムを28年度導入いたしまして、今後課税への連携を

行っていく取り組みが必要であると考えております。この取り組みにつきましては平成30年に、今現在行っているところでございます。

続きまして、63ページでございます。賦課徴収事務でございます。決算額が521万7,649円でございます。ここでは納税通知書等の送料や納税奨励金、過年度分の過誤納還付金を支出しております。成果ということで各税の徴収率でございますが、個人町民税のほうは99.5%、法人町民税が99.8%、固定資産税が98.9%、軽自動車税のほうは97.9%でございます。不納欠損に係る案件につきましては、先ほど話をいたしましたので、割愛させていただきます。以上でございます。

○山本委員長 長崎室長。

○長崎室長 続きまして、64ページです。戸籍住民基本台帳一般事務です。決算額1,417万5,555円となりました。この事務では、戸籍の届け、住民異動届、それから外国人の方の異動届、それから印鑑証明、印鑑登録や廃止に係る申請の処理や所得証明などの税証明などの証明書の発行を行っております。戸籍の届け出件数を表にしております。本籍が日南町にある方、それから日南町に本籍はないけども住所がある方、いろいろありますけれども、本籍人届け出という部分については日南町で受け付けた件数になっております。非本籍人届け出というものもうちに本籍はないので戸籍の記載等はいませんが、戸籍の届けの受け付けをして本籍地のほうに送付するという手続を行ったものです。その隣の他市町村からの送付という部分は、よその市町村で受け付けていただいた戸籍の届け出書の戸籍への記載の処理を行ったものになっております。近年多くなっておりまして、転籍届というものになっておりまして、日南町から婚姻などを契機に戸籍を異動される方っていうのは、婚姻届などのほうでそれが行えるんですけども、日南町にある戸籍を丸ごとよその市町村に移すという届けがこの転籍届になります。このような届け出をされて、御自分の御住所のある自治体へ本籍を異動される方というのがふえてきているというのが実情です。

次に、住民票の記載とか削除についての件数を上げております。転入が64件、出生は11件、その他の記載が3件ありまして、記載のほうは全部で78件。対しまして削除のほうです。転出された方127件、死亡114件、その他を合わせまして242件が削除の件数となっております。差し引きしますと164件の減ということになっております。印鑑登録の取扱件数は137件です。この中には、新たに登録された件数とそれから改印など、登録されていた印鑑を変えられる場合または登録の証明書を紛失された場合の再交

付の場合の件数も上がっております。

主な執行経費としましては、職員人件費、それから嘱託職員の賃金、それから需用費、委託料、使用料及び賃借料ということになっております。戸籍システム等の保守料やリース料が主なものとなっております。財源としましては、外国人の方に係る住所地届け出に関する事務委託費、それから人口動態の事務委託費などがあります。その他の財源は窓口の証明書の交付手数料ということになっております。

続きまして、次のページ、65ページです。住民基本台帳ネットワークシステム運用事業です。日南町と江府町、大山町、琴浦町の4町で共同利用してネットワークサーバーを運用しております。個人番号カードの発行件数を上げております。29年度の申請件数が69件、交付したのは55件でした。主な執行経費としましては、個人番号カードなどの関連事務の委任に係る交付金、それからネットワークシステムの共同利用料ということになっております。

続きまして、66ページです。ワンストップ行政システム運用事業です。決算額321万577円です。住民課と町内の8つの郵便局と、それから福祉保健課を専用回線で結んでワンストップ行政を行っております。郵便局員さんと連絡をとり合いながら、必要な証明書を過不足なくとってもらえるように努めております。利用状況ですけれども、戸籍関係の証明書37件、それから住民票などが117件、印鑑証明等の各種証明書188件となっております。主な執行経費は、嘱託職員の人件費、それからシステム運用に係る電気料金、それから郵券料、あと複合機等のリース料ということになっております。財源はワンストップでの手数料収入を上げております。

続きまして、67ページです。旅券発行事務となっております。決算額7万6,000円、パスポートの発行事務を行っております。利用実績は、29年度39件申請を受け付けました。それで、交付した件数は41件ということになっております。申請と交付の件数は、必ずしも一致しません。

続きまして、68ページです。民生一般管理事務です。決算額1,390万でした。日南町住宅改修助成条例に基づいて、住宅改修への経費の一部を助成いたしました。補助率5分の1で、上限30万円で行っております。助成金額の2分の1を現金で支給し、残りを日南町の商工会に委託し、商品券にて支給しております。29年度は、28年度と比較しまして、申請件数が32件ふえました。29年度の申請件数は81件でした。財源は、過疎債のソフトを充てております。

続きまして、69ページです。国民健康保険事業です。決算額4,228万98円でした。国民健康保険の円滑な運営のために、一定のルールに基づいて、国保特別会計への繰り出しを行う予算を計上している部分です。特別会計への繰出金は、29年度は基盤安定の繰出金と職員給与費等の繰出金の2種類でした。基盤安定の繰出金は、保険税を軽減した部分とか低所得者を多く抱える保険者を支援するという制度に基づいた繰り出しということになっております。財源としましては、保険基盤安定繰出金の県の負担部分、それから国の負担部分がそれぞれから入ってきておりますので、それが財源になっております。

続きまして、70ページです。後期高齢者医療に係る事務です。決算額1億3,607万9,270円でした。こちらは、後期高齢の特別会計への繰出金ということになっております。先ほどの国保と同じように、基盤安定の負担金、それから被保険者への療養給付に係る費用を広域連合へ負担金として支出した費用もこちらの会計で賄っております。

下段です。国民年金取り扱い事務です。決算額412万7,149円でした。日本年金機構との法定受託事務及び協力依頼に対しまして、速やかに対応するように努めました。主な執行経費としましては、職員人件費、それから郵券料、電話料等の役務費、コピー機等使用料となっております。財源は、国民年金事務費交付金です。一旦失礼します。

○山本委員長 ただいま70ページまでの説明をしていただきました。質疑を事業ごとに行いたいと思います。まず最初に、62ページ、税務総務一般管理事務について、質疑ございますでしょうか。

大西保委員。

○大西委員 固定資産評価委員会は、29年度は何回開催されたんでしょうか。

○山本委員長 高柴室長。

○高柴室長 29年度は1回開いております。

○山本委員長 大西保委員。

○大西委員 予算のときは2回のことでしたけど、必要に応じて、2回も必要ないんですが、ただ平成28年度はゼロ回でしたんで、今回1回開かれた内容について、こういった内容されてるのかを教えてください。わかる範囲で結構です。

○山本委員長 高柴室長。

○高柴室長 この委員会でございますが、本来なら固定資産の請求というか、納税義務者のほうに通知をいたしまして、疑義があった場合に開くものでございます。一応予算としましては、全然集まらないということではいけませんので、年1回定例の会議をいたしま

して、あと疑義があったときに開催を予定ということで、2回分の予算をとっておりました。

会議の内容でございますけども、固定資産税の29年度、30年度の賦課状況のほうの説明と平成30年度の固定資産税の再度29年度のほうにも説明させていただいたんですけども、評価を町内したところの説明と、それぞれの減免状況っていうことを説明させていただきました。以上です。

○山本委員長 そのほかございますか。

ないようでしたら、次のページ、63ページ、賦課徴収事務について、質疑ございますか。ありませんか。別に資料をいただいております不納欠損の内訳ということで、メールを、資料をいただいておりますが、この件について、この賦課徴収事務のところでお聞きされたらと思いますが、この資料についても質疑ございませんでしょうか。

久代安敏委員。

○久代委員 監査意見の報告のときにもちょっと申し上げましたけども、表に一応詳しく公債権と私債権の分類の仕方とかいろいろ詳しく説明されていますが、ずっと私、議会に出てから不納欠損処理という手法があって、いわゆる時効ですよ。一般的に請求書を発行して徴収をし続ける限り、時効は成立しないというふうな感じで受け取っているわけですけども、この公債権と私債権との関係で、時効がなぜ、別の根拠法律も記載はされていますが、ちょっとわかりやすく、なぜ不納欠損処理ができるのかという点について、1点お聞きしておきたいと思います。

○山本委員長 高柴室長。

○高柴室長 資料のほうの下にページが、3ページのほうになると思うんですけども、まず法律のほうで、地方公共団体の債権のほうについては3つに分けられるということで、先ほど説明のほうをいたしました。その中で、公債権につきましては、まず非強制徴収公債権もあるんですけども、裁判を要しなく強制的に徴収ができるというところで、地方税法や国税徴収法のほうで徴収のところが書いてありますし、また時効につきましても、それぞれ年限が違いますけども、そこでもって消えるというところがございます。また、単なる請求というところを先ほど説明のほう議員さんあったんですけども、ただ請求があるだけじゃなくて、債務の承認ということでしていただく必要があります。その際の承認っていうものの処理がない限りっていうか、それとまた部分的に納付のほうはあるっていうところで、そこをもって、そこから時効のほうにさらに延長延長ということでございます。

案件としまして、時効に至ったというところは、残念な部分と、こちらが至らなかった部分がありますけども、その時点をもって、時効のほうは延長という形になります。また、私債権につきましては、債務者の方が時効の援用ということで、申し出がない限り債権のほうが消えないということになっております。ちょっと私債権につきましては、公の法律もあるんですけども、民法のほう等々の法律に基づいてということになりますので、1件1件ちょっと違う部分がありますけども、そういうことでございます。以上です。

○山本委員長 久代安敏委員。

○久代委員 非常にわかりにくい説明だったと思うんですけども、要はずっと例えば固定資産税の場合は6月に一斉に賦課されますよね。それに何も返事がなくて、1年間、その年数も詳しく書いてありますが、要は請求書を送って、どの時点で、固定資産税の場合、何年したら不納欠損処理ができるんですか。請求を毎年滞納部分については、過年度部分についても請求を送られるわけだけども、それについても詳しい取り扱いについて、ちょっともう少し詳しく説明してください。

○山本委員長 高柴室長。

○高柴室長 時効についてですけども、まず時効の考え方ですが、まず税のほうですが、第1期の納期限のほうは起算日という形になります。そこから5年ということの考えと、また納付がなかったということで、督促状のほうを発付ということで、法的には納期限から20日以内に発付ということになっております。そこから10日のほう経過をした時点から時効が起算をするということになっております。まずその請求書を発付、それから督促や催告を送ってれば、承知されているのではないかとこのところでございますが、単に納付書を発付したり督促を発付するだけでは時効のほうはとまらないということで、承認書ということを書いていただいて、そこからその債権については5年なり3年なりということで時効のほうはまた経過をするということでございます。また、それが書いていただいてなくとも、納付がその年度の分につきまして納付があった時点から5年なり3年ということで、時効が経過になります。以上です。

○山本委員長 よろしいですか。（発言する者あり）

古都勝人委員。

○古都委員 今の説明の後段については、後でちょっと意見を聞きたいと思うんですが、提出いただきました資料最下段に保育料というのがあって、平成22年、23年にかけての46万3,000円についての出とるわけですけど、考えますに、保育園をこのときに

おられて、卒園されて隣の小学校、中学校に通いながら、いろいろな経費もかかると思うんですよ。保護者もすぐそこ目の前を通るわけですね。なぜこういうものが不納欠損になるのか。いわゆる参観日だろうと、知りませんが、学校行事のときでもそこに行ってこれがありますよと、どうされますかと言えば、経過7年ですから、まだ在校生だと思うんです。

○山本委員長 課が違うで、課が。

○古都委員 えっ。

○山本委員長 課が違うで、保育料。

○古都委員 何だいて。

○山本委員長 保育料は課が違うよ。課。担当課が違うよ、保育料は。

○古都委員 だけんそげ思うとったら、この部分でないか言われますから、委員長のほうで。ですから、徴収事務ですから問題はないと思うんです、この課でも。いわゆる算定については、当該保育園のほうが起票するわけですけど、納めるのはあくまでいわゆる税に根拠した保育料が決定するわけですから、ですから、納税額によって保育料の額は当然違うわけですから、関係があると思います。委員長、だめですか。

○山本委員長 いや、質問をしていただいても結構ですが、中身については具体的なものについては、保育園で聞かれないと承知をしておられないのではないかなと……。

○古都委員 最後まで聞いてもらえばいいと思うんですが、やはりそういう請求事務はそうなんですけど、徴収事務は住民課なんで、そういうことで非常に近いところを納税者、保育料払う方が通るわけでした、さっきの説明で、督促があったからなかったからというような書類とかそういうものでなくて、直接請求をされるべきだと思うんですが、そこら辺についての公平さ、不公平さについては伺いたいと思いますし、もう一つは、いわゆるこういう方は当然卒園後も保護世帯であったりとか、準要保護が適用されておると。そういうことになつとるのかどうか、そこらのチェックはしておられますか。

○山本委員長 浅田住民課長。

○浅田住民課長 先ほど委員長申されたように、この徴収のほうの実際の徴収のほうは保育園でしていただいております、先ほど実際に小学校通ったり、兄弟もおるんじゃないかというようなニュアンスだと思うんですけれども、子供さんの前でそういったことはなかなか直接的に聞こえるようなところでは言えませんが、未収金徴収会議というものを年4回やっております。そこでの報告を聞いたところを今回説明させていただきますが、当

然自宅のほうへの催告の電話等を行っていますし、それから声かけのほうも見かけたときには配慮しながらやっているということは聞いております。それから、卒園した後、例えば住所も変わったりする方も中にはいらっしゃいましたけれども、そういった方についても卒園後も催告、それから電話での督促、そういったものも含めてその都度やっておられたというふうに聞いております。

○山本委員長 古都勝人委員。

○古都委員 先ほどの室長のほうの説明では、いわゆる時効完成については、どこまでも追えないというような説明の中で、いわゆる督促等をしておっても時効は完成するんだという趣旨の説明だったと思うんです。そうすれば、直接会って話すしか解決論はないわけですし、今、課長は詳細については担当課で聞けという話ですが、あくまで保育料は、いわゆる税決定がなされて、7月1日までは仮保育料だと思うんです。所得確定してから本保育料が決定するわけであって、やはりそれについては住民課のほうも大きな関与があるうし、あくまで発付については住民課から出ると考えておるんです。たまたまその保護者との距離の問題で、担当課が催促等はされるのかもわかりませんが、そこら辺の連携がやはり必要だなと思うんですが、そこら辺はどうでしょうか。

○山本委員長 高柴室長。

○高柴室長 案件につきまして、1件目につきましては、住所のほうを転々ということで、されている方ってということで伺ってます。実際のところ、現住所のほう調べまして、現地のほう行かれたってということで聞いております。そのところには実際住まれておられなかったというところで。

○古都委員 それはいいです。

○高柴室長 いいですか。それから、もう一つの件については、税についても滞納がある方で、なかなか払えないということで、御自宅のほう一緒に伺ったりもいたしましたが、ちょっと納付のほうがいただけなかったという状況でございます。以上です。

○山本委員長 連携についてのお尋ねであったというふうに思いますが、そのことについてはいかがですか。

浅田住民課長。

○浅田住民課長 先ほど申し上げた未収金徴収会議というものの中で、先ほど室長も申し上げましたけれども、同じような債務等がある方につきましては、同じように一緒に伺ったり徴収のほうのお願いはしておるというようなことで、御理解いただけたらと思います。

○山本委員長 古都勝人委員。

○古都委員 課長が言われる未収金については、確かにそうだと思うんです。やはり苦しい方は水道だろうが何だろうが全てが苦しいわけで、どれからもらうかっていうのは議論で、いわゆる担当課の取り合いになると思うんですが、それはそれなんです。不納欠損を決定するという段階で当該課と住民課との話し合いあたりは、じゃあこれはもう、うちの課では能力的によう取らんから、不納欠損処理にしようとか、そういうことがあるのかなのか。自動的に7年たったから、5年たったから、3年たったから不納欠損で事務処理するという事なのか、そこら辺はどうなんですか。

○山本委員長 高柴室長。

○高柴室長 税のところは、住民課で判断のほうはしております。また、ここで上げられております介護保険料につきましては、福祉保健課のほうにも伺っていただいて、徴収のほうを一緒に伺ったり、福祉保健課に行っていたりしております。住民課で勝手にすることではなくって、福祉保健課のほうの担当者のほうとも、この案件はどうだろうかということで協議のほうをいたしておりますし、保育料につきましては、話の中で落とすべきじゃないかということで、話のほういたしました。不納欠損をいただいたところにつきましては、保育園のほうから不納欠損ということで処理をいただきました。

○山本委員長 未収金取り組み会議とは別の組織をつくっておられるっていうわけではなくて、各課の報告を受けて決定されたということですか。

高柴室長。

○高柴室長 未収金取り組み会議のほうでも、未納案件については協議なり話のほうをしておりますが、それ以外のときにつきましても、年4回では話のほうができない部分がありますので、随時担当課、建設課なり保育園のほうと話のほうをしながら徴収のほうを行っております。

○山本委員長 古都勝人委員。

○古都委員 そこら辺の具体的なところが見えないんで、これまでは収入未済については、議会からも相当意見を出したり、監査委員さんからも出たりしとるわけですけど、不納欠損についてのそこら辺のところ、例えば7年物であるに、6年半の段階で、ほんなら10件該当しそうなんがあるよと。じゃあ、来年、これ不納欠損に上げる候補ですよという会がなされて、住民課がされたと。しかしながら、その6カ月の間にいや、取れましたと、もらえましたという案件が出るとすれば、ほかの案件も再調査する必要があるんじゃない

かと。ですから、事務方で、いわゆる徴収する側で判断した予定者でも、場合によっては徴収できるということになれば、全てをやはりもう1回まないたに戻して検討するべきだと思うんですが、そういうルール化、事務方、徴収方のルール化ってものがないとすれば、担当者同士の話になっちゃうんじゃないかと。担当者同士の話の中で、もらわない人、無理をして借りてきてでも払われる方、このバランスというものが崩れちゃうと、誰が見てもそれは無理だでっていうものなら仕方がないと思うんですが、払わんほうが得だという発想が出てきた場合に、いわゆる徴収という強制力を持った行為、これをしっかり使わないと、そういう住民の中で不公平感が起こるんだろうと思うんですが、そういった事務処理のやり方を構築されるかどうかということを1件と、そういう不公平感についての対応をどのように考えておられるか、この2点を伺いたいと思います。

○山本委員長 浅田住民課長。

○浅田住民課長 やはりさっき納税といいますけども、納税のほうの不公平感というものを生み出さないためにも、やっぱり同じような対応、同一の対応を皆様方にすべきだというふうに思っております。残念ながら今のところ、強制徴収権はあっても、そこまではしていません。1件でももしするのであれば、それはもうこのいわゆる未納のある方に対してはしなければならぬことになってきますということで、高い徴収率も今のところ維持しております。ですので、今のところはこれまでどおりの対応でいかせていただきたいというふうに思っております。

それからもう1件何だったけな。

○古都委員 不納欠損のシステム化について。

○浅田住民課長 不納欠損のシステム化につきましては、不納欠損につきましては、基本的にもう年限が来たら落とすといいますか、不納欠損処理というようなことで、公平な対応ということを心がけてやっておると。心がけてと言葉は悪いですけど、年限が来たら不納欠損処理をさせていただくというようなことで、対応を行っております。

○山本委員長 よろしいですか。

○古都委員 質問したのにまだ答えてもらってないのは、不納欠損しなかったからやはりその後保護世帯とか準要保護適用を受けているかどうかという話なんですけど、ここで答えられなければ保育園でお聞きしたいと。

○山本委員長 そのほかございますか。

私のほうからお聞かせいただきたいんですが、この不納欠損については議決等は必要な

と思いますが、議会への丁寧な説明ということは求められておるといふふうに理解をしております。その中で、この資料の中で、一番最後の備考欄と申しますか、欄がありまして、死亡とか国外とか所在不明とかということが記載してある欄もございますが、空白のところもございます。丁寧な説明ということになりますと、この欄全て原因を記入されておるのが丁寧な説明になるのではないかなといふふうに思いますが、この空白の欄につきましてはどのような原因でということでしょうか。お尋ねをいたします。

高柴室長。

○高柴室長 備考欄に補足的に書いておられますが、まず根拠法令の税については、地方税法の第18条の1項というところにつきましては、時効による不納欠損。それから、会社のところでございますが、地方税法の第15条の7の5項というところで、会社については、会社がなくなって清算が終わった時点で、その会社自体がなくなるという考えで、即時欠損ということで行っております。また介護保険法、また、地方自治法の236条につきましても、時効が規定の不納欠損ということでございます。ちょっと細かいところの全部埋めておりませんが。

○山本委員長 時効ってこと。

○高柴室長 空欄につきましては、時効ということと特に追えないということではないんですが、時効が来てしまつてということでございます。

○山本委員長 根拠法令はそうなんですが、この資料の中で、例えば4番目には同じ18条第1項として上のほうからずっとありますけれども、死亡ということが記入してございます。その同じ条項なんですが、上の3つとかには備考欄に何も記入がございません。それはなぜかということですか。（発言する者あり）空白欄はみんな、死亡も時効ということはないですか。時効ということになれば全て時効ということですか。

高柴室長。

○高柴室長 全て時効なんですけども、特に特筆した理由があるってということで、うちのほうで死亡されたとか、相続人のほうになかなか見つからなくてってところもありまして、死亡された方についてはちょっと死亡のほう書かせていただきました。また、近ごろふえておるんですが、相続放棄の届け出っていうか、家庭裁判所のほうに手続のほうが必要なんですけども、そちらの案件が出てるものについてってということで、相続放棄ということと書かせてもらっております。特に書いてはいませんが、時効による全て不納欠損ということでございます。

○山本委員長 古都勝人委員。

○古都委員 先ほども質問したんですが、18条対応ということで、条文は私もはっきりわかりませんが、5年たったら時効になるということであるなら、ことしした、時効にした何年度部分がある。ところが来年も同じ人が何年度分、1年おくれの税金を払わない、時効になってく。ずうっと同じ人が時効に1年ごと、5年前の分がずうっと時効になって、結局払わなくてもいいという状態が起こるわけ。課長の言われる高い徴収率というのは全体論の話だと思うんです。ところが、この理屈ですと推し進めると、特定の方はずうっと払わん。5年前のものが時効になり、5年前のものが時効になり、時効になり、時効になり。生涯で比べると莫大な差になってると思うんです。私が先ほど言ったのは、そういったところをどう対応するんだと。これに今、委員長が言われた根拠が、例えば本当に誰が見ても生活が苦しいから払えない、それが5年たって時効と。そういうことなら理解はできなくもないんですが、今のこのシステムと担当課の考え方では、経過年数で全部時効になるでは同じ方はもう二度と払わない。督促が来ても払わずにおりゃ5年しゃあ時効で免除になると。こういう発想になれば、やはり徴税の業務として支障があるんじゃないかと思うんですが、そういった対策について、いま一度説明をいただきたいと思えます。

○山本委員長 浅田住民課長。

○浅田住民課長 当然、逃げ得というようなものは許されるものではないと思えますし、この納税のほうの義務を履行されない方につきましては、当然のことながら補助金とかの部分で一応制限をかけておりますし、介護保険になりますと、介護サービスを全額負担というようなことも出てきます。そういったことで、全くその人が不利益をこうむらないと、納めない人はこうむらないというわけではありませんけれども、そこについてはそういったことも説明しながら、同じ人が時効になることも当然先ほど言われたようにあるんですけども、そこについてはきちんとこちらのほうもそういった不利益もあるし、これは義務ですよというようなところも含めて、電話等で、それから直接会いに行って、その辺はお願いしなきゃいけない部分だというふうには思っております。

○山本委員長 古都勝人委員。

○古都委員 そういう努力をしておると、そういう措置があるという話はわかりますが、例えば県税、国税あたりでも、抽出率という手法で、50分の1で現場を見させてもらいますよと、申告かどうか見ますよというような抽出で、はっきり言えば、言葉はよくない

んですが、そういうことがないように戒めるということもあるわけです。差し押さえ等の強制は今やってないんだという話ですが、かつてはそういうことがあったわけです。家に訪れて今どれだけもらえなかったら、少なくとも誠意だけでも見せてもらえなかったら、そこにあるものを赤札を張りますよと、張って持って帰りますよということで、実行された例もあるわけですし、やはりこれだけの件数が毎年起こってくるということになれば、それも一つの手法ではないかと思うんですが、そこら辺はどのようにお考えでしょうか。

○山本委員長 浅田住民課長。

○浅田住民課長 先ほど委員の言われたような手法をとるとするならば、非常にこちらのほうの人的体制も含めてかなり時間的なものも必要になってこようかと思えます。そこまでする覚悟を持ってするんだというようなところまで切迫した状態になればですけども、今、当課の判断の中では、そこまでする必要が本当にあるのかというようなところも議論しながら、今後は考えていかなきゃいけない問題だとは思っております。（発言する者あり）

○山本委員長 そのほかございますか。

それでは、ないようでしたら、64ページ、戸籍住民基本台帳一般事務について、質疑ございますか。

ないようでしたら、65ページ、住民基本台帳ネットワークシステム運用事業について、質疑ございますか。

ないようでしたら、66ページ、ワンストップ行政システム運用事業について、質疑ございますか。

ないようでしたら、めくっていただいて、67ページ、旅券発行事務について、質疑ございますか。（「なし」と呼ぶ者あり）

次のページ、68ページ、民生一般管理事務について、質疑ございますか。（「なし」と呼ぶ者あり）

ないようでしたら、69ページ、国民健康保険事業について、質疑ございますか。（「なし」と呼ぶ者あり）

ないようでしたら、70ページ上段、後期高齢者医療に係る事務について、質疑ございますか。

ないようでしたら、下段、国民年金取扱事務について、質疑ございますか。（「なし」と呼ぶ者あり）

ないようでしたら、続きまして、71ページから77ページ、衛生費について説明をお願いいたします。

長崎室長。

○長崎室長 では、71ページ、保健衛生一般事務から御説明します。

決算額1,974万5,681円でした。ここでは、住民課職員の人件費、それから西部広域行政管理組合の桜の苑、火葬場の使用についての負担金を支出しております。桜の苑の利用実績、これは日南町で受け付けた死亡届に伴う火葬の許可件数ということになっております。29年度108件でした。日南町で受け付けた件数ということになりますので、住基のほうの1年間の死亡者数114名とは必ずしも一致しません。

続きまして、次のページ、72ページです。小水力発電管理事務です。株式会社日南町小水力発電公社へ経営改善資金を貸し付けし、経営の安定を図るということです。決算額2億円貸し付けまして、年度内に償還してもらっています。

続きまして、73ページです。環境保全対策事業です。決算額721万7,274円でした。環境審議会、それから環境立町推進協議会等の開催などによって、町民の快適な生活環境の確保と環境意識の向上を目指しております。また、空き家等の対策について、空き家対策協議会において協議したりですとか、助成事業を実施しております。第7弾目となる名水のペットボトル化事業も取り組みました。老朽危険家屋の解体撤去の補助金のほうの申請件数は29年度7件でした。助成金額は191万円でした。まめな水は3,600本の製作を行いました。主な執行経費は、委員報酬、それから嘱託職員の人件費、水質検査の検査料、大学に委託した調査の委託料、名水のペットボトル化事業のシュリンクの印刷代ですとか飲料水の水質検査、それからペットボトルへの充填の委託料となっております。また、老朽危険家屋の解体撤去の補助金、それから環境立町推進協議会の補助金ということになっております。財源は過疎債、それからまめな水の販売代金、屋外広告物許可の申請手数料ということになっております。

次のページ、74ページ、新エネルギー推進事業です。決算額6,842万5,441円。この事業では、石見東太陽光発電所を適正に管理運営することで、再生可能エネルギーの安定供給を目指すということを行っております。また、新石見小水力発電所の導水路の復旧工事を行いました。太陽光発電システムや太陽熱の利用機器、まきストーブ、まきボイラー等の設備を導入する町民に対しての支援ということで、補助金の交付も行いました。太陽光発電所の買電収入1,361万3,441円でした。太陽光発電システムを個

人で導入する方の補助金の申請件数1件、それから太陽熱利用機器が3件、まきボイラー等が4件ということになっております。小水力発電所の改修につきましては、30年度からは特別会計のほうで行うことにしております。29年度は一般会計で行いました。家庭用発電設備等の導入推進の補助金につきましては、県の補助金も頂戴してやっております。買電収入のうち330万2,000円をこちらの事業の財源といたしました。

続きまして、75ページです。75ページ、76ページがじんかい処理事業になっております。決算額1億4,673万4,532円でした。一般廃棄物の年間回収量、若干減りまして、1,289トンでした。1人当たりのごみ排出量も前年と比べて減った形になりました。736グラムということになっております。一般廃棄物の処理状況ですが、焼却灰や集じん灰につきまして116トン、これを三重中央開発のほうで処理をしてもらいました。それからリサイクルプラザでの処理ですけれども、資源ごみ、ペットボトルや瓶、缶ですが、134トン、それから古紙類139トン、乾電池が2.1トンとなりました。また、生ごみの堆肥化事業、食品残渣の回収21トン行いました。軟質プラスチックですとか布類の回収が17トン、蛍光管が0.6トン、また小型家電の回収をしております。これは回収したものを業者に売却するという形になっておりますが、8.5トンと前年3.8トンでしたけれども、たくさんの方にこの回収に協力をしていただいております。金属類も売却になっておりますけれども、20トン回収いたしました。生ごみ処理の処理装置の購入についての助成は、件数としては1件でした。

定期的に不法投棄のパトロール等を行ってはおりますけれども、山奥等に投棄されている場合は通常のパトロールで発見が難しいことがあります。また、原因者を特定できず町が回収したり処分したりしなければならないということも発生しております。また、ごみ出し困難者ということで、高齢化に伴って収集ボックスまでごみを持っていくことができないという方がふえてきております。収集箇所をふやすということには限界もありまして、ごみ出しの支援などのあり方ですとか検討する時期に来ていると考えています。一般廃棄物の減量とか資源化ということにつきましては、可燃ごみに資源化が可能なごみがまだ多く含まれているという実態はございます。清掃センターにつきましては、ごみの熱量が高いことによって設備に高い負荷をかけて運転をしているという状態は変わらず続いております。

執行経費としましては、職員人件費、それから清掃センターの運営等に係る費用、それから焼却灰の処理費、また西部広域の行政管理組合への負担金と清掃センターの建屋の修

繕工事、これは28年度からの繰り越しですけれども、等になっております。財源としましては清掃手数料といたしましてごみ袋の販売等の代金になっております。

続きまして、77ページ、し尿・浄化槽汚泥処理事業です。日野町江府町日南町衛生施設組合においてくぬぎの森や清化園を管理運営して、一般家庭や事業所から出る廃棄物等の適正な処理を行っております。日南町のし尿の投入量、汚泥の投入量ともに前年と比べてやや減少をしております。汚泥再製処理センター清化園が平成29年の11月30日に竣工しました。し尿・浄化槽汚泥及び公共下水道の汚泥等の有機性廃棄物をあわせて処理するとともに、リンの回収や資源化設備を備えた施設となっております。執行経費の内訳は衛生施設組合への負担金です。財源は過疎債となっております。以上です。

○山本委員長 そういたしますと、ただいま説明をしていただきました内容について質疑を求めます。まず、71ページ、保健衛生一般事務について、質疑ございますか。

ないようでしたら、72ページ、小水力発電管理事務について、質疑ございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

ないようでしたら、73ページ、環境保全対策事業について、質疑ございますか。

坪倉勝幸委員。

○坪倉委員 環境立町推進協議会の活動について説明をいただきたいと思います。45万円の定額補助の用途についてもお願いします。それと空き家対策協議会、何回開かれてどういう議論がなされたのか伺います。

○山本委員長 浅田住民課長。

○浅田住民課長 初めに、空き家対策協議会ですけれども、昨年は、29年度は1回開催しております。10月31日だったと思います。そこでは生山の危険家屋をどうするのかというようなところを議論させていただきました。そこにつきましては地元の所有者の方できちんと適正に処理していただきましたので、そこはいいんですけれども、まだ町内のほうにもほかにも空き家でかなり状態の悪いものもありましたので、そういったものの報告もさせていただきます、今後どうしていくのかというようなところを議論させていただきました。

それから環境立町推進協議会でございますけれども、昨年度は一つ大きな事業としましては、鳥大と愛媛大学の先生に来ていただきまして報告会をしていただきました。その費用が約10万円、それから希少動植物の植物図鑑を印刷しましたので、そういったものに約8万円、それから視察研修も行いました。それが9万6,000円、それから年末に林

業環境カレンダーというのを農林課のほうで発行いたしましたけれども、その中に日南町の希少植物等も入れていただいたということで、入れてもらってPRして環境もPRしていくということで、その負担金を一部6万5,000円負担したりしております。主な執行経費としてはそういったものを執行させていただいております。以上でございます。

○山本委員長 坪倉勝幸委員。

○坪倉委員 確認ですけども、空き家対策協議会には町長は構成員として入ってますか。設置規則で見ると町長は入っていないんですけども、空き家対策計画の中には町長ほか学識経験者等という表現がしてあるんですけども、どうでしょうか。

○山本委員長 浅田住民課長。

○浅田住民課長 町長のほうも空き家対策協議会のメンバーに入っております。

○山本委員長 よろしいですか。

大西保委員。

○大西委員 空き家対策の件でちょっと関連なんですけど、今特に危ないと、国道であるとか町道であるとか通学路とかいう場合の危険家屋は何件ございますでしょうか、29年度現時点で。

○山本委員長 浅田住民課長。

○浅田住民課長 隣の民家等に接しておって危険だということも含めまして、今私どもで早急に対策が必要ではないかと思われるものが今3件あったと思います。個別の名前等は伏せますけれども、それは台風等来た時にトタンがはぐれたりということで隣の家等に飛んだりするというような事例が既に起こっているというようなものが、そういった分があります。以上です。

○山本委員長 よろしいですか。

そのほかございますか。

ないようでしたら、74ページ、新エネルギー推進事業について、質疑ございますか。

ないようでしたら、75ページ、じんかい処理事業について、質疑ございますか。

大西保委員。

○大西委員 いろいろ成果のところで廃棄物の年間回収量であるとか町民1人当たりのごみの排出量と記載されてありますが、この前年度、要するに28年度のトン数、それからグラム、これについては一応公表されてる日南町の目標数字、実績数字と乖離がありますが、その内容はどういうことでしょうか。例えば年間一般廃棄物の回収量が1,358トンと

ありますが、公表されてる数字は1, 525トンなんです。170トンの差がございます。それからそれに伴って1人当たりのごみの排出量も約100グラム違います。こういった数字が2つあるんですけども、その差は何でしょうか。

○山本委員長 浅田住民課長。

○浅田住民課長 これにつきましては、ここに上げておられますのはいわゆる清掃センターで取り扱ったごみだけということで、日南町の所管しとる施設で扱ったごみ、それ以外にも実はパセオ等で回収しております発泡スチロール等のごみとか、それからそういったものも含めると、その数値が出てくるのがまた1年後ということで前回も説明させていただいたかもしれませんが、今回この決算附属資料のほうに上げてる数字は、日南町が取り扱ったごみの量ということで御理解いただけたらというふうに思います。

○山本委員長 荒木博委員。

○荒木委員 事業の成果・課題等のところで一番下のところで清掃センターの維持管理について書いてあります。焼却炉の設計熱量とかいうて書いてございますけど、日南町の場合はかなり分別が進んで、プラスチックとかそれから軟プラとかそれから段ボールとか分けて分別してるわけですが、それでも設計のときより高いということですが、これどうしてでしょうか。

○山本委員長 浅田住民課長。

○浅田住民課長 主な原因としましては、やはり紙類が収集のときの可燃ごみの中に含まれるケースが多分にあるということ聞いております。その部分での熱量が増加しているということは現場のほうから伺っております。

○山本委員長 荒木博委員。

○荒木委員 そうしますと、例えば燃やす量を少しづつ燃やすとか、例えばもう少し水分率を上げるとかというようなことでは対応できないわけですか。

○山本委員長 浅田住民課長。

○浅田住民課長 現場の方は実際にはそういった対応をさせていただいておりますので、今のところ炉のほうをもっとするというならあれですけど、今の状態を維持して管理してもらったという状態です。

○山本委員長 いいですか。

大西保委員。

○大西委員 ちょっと教えていただきたいんですが、下のほうから5行目、クレーンの横

にCO/O₂計というのがありますが、これはどのような測定器でしょうか。

○山本委員長 75ページの下から5番目。

浅田住民課長。

○浅田住民課長 申しわけございません。調べて御報告させていただきたいと思います。よろしくをお願いします。

○山本委員長 一酸化炭素と酸素の比率をはかるもの、だそうです。詳しい方のお話によりますとO₂ではなくてO₂じゃないかということですが、じゃあ、調べてください。

そのほかございますか。

ないようでしたら、めくっていただいて、77ページ、し尿・浄化槽汚泥処理事業について、質疑ございますか。（「なし」と呼ぶ者あり）

ないということですが、いいでしょうか。

以上で一般会計については審査を終了いたします。

ここで暫時休憩といたします。再開は2時半からといたします。

〔休 憩〕

○山本委員長 会議を再開します。

これからは特別会計の審査を行います。その前に先ほどの件について説明をしていただきます。

浅田住民課長。

○浅田住民課長 先ほど大西委員様のほうから質問のありました75ページのCO/O₂計の点検委託料ですけれども、これは清掃センターの排出ガスの酸素濃度、一酸化炭素濃度をはかる検査でございます。年一回これ義務づけられておりますので、それを行ったということでございます。

○山本委員長 そうしますと、特別会計の審査を行います。

まず最初に、国民健康保険特別会計について説明をお願いいたします。

長崎室長。

○長崎室長 では、国民健康保険特別会計について御説明させていただきます。タブレットのフォルダー名が特別会計事業報告書というフォルダーがございます、その中に日南町国民健康保険事業状況というものがございます。こちらの資料をあわせて説明させていただきたいと思いますので、御用意ください。

○山本委員長 よろしいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）

○長崎室長 では、203ページの国民健康保険特別会計のほうから説明させていただきます。平成29年度の国民健康保険特別会計の決算額は、歳入の方が7億1,942万2,000円、歳出が7億1,931万9,000円となりました。歳入歳出の差額は10万3,000円というふうになっております。単年度収支は2,389万7,085円のマイナスとなりましたので、基金の繰り入れを行いました。29年度の基金繰り入れは2,400万円行いました。

歳入のほうを見ていきます。まず、国民健康保険税、29年度の決算額が1億642万円でした。大きなところだけ申し上げます。国庫支出金1億7,039万7,000円、共同事業交付金1億7,818万9,000円、前期高齢者交付金1億4,737万6,000円でした。歳入のほうの3番、5番、6番、11番につきましては、29年度限りの予算科目となっております。

続きまして、歳出です。1番、総務費ですけれども、29年度の決算額が28年度と比較しましてふえております理由につきまして申し上げます。30年度からの国保の都道府県一元化のためにシステム改修を3件ほど行いました。システム改修に係る費用が637万2,000円かかりましたので、その分が28年度の決算額と比べてふえているというような状態です。保険給付費としましては若干上がっております。4億5,655万1,000円でした。7番の諸支出金ですけれども、ここが28年度と比べて大きく下がっているように見えますけれども、28年度の歳出の主なものは27年度の国庫交付金である療養給付費負担金を3,200万円翌年度精算して返還をしましたので、その予算が上がっているためです。29年度は457万8,000円のうち278万8,000円は病院会計のほうに繰り出しをしております。病院の施設整備に係る国庫補助金を病院会計のほうに支出した形になっております。9番、10番、11番につきましては、29年度限りの予算科目となっております。

続きまして、タブレットのほうの国民健康保険事業状況をざっとお話ししたいと思います。タブレットの4ページ目です。世帯数ですとか被保険者の数を載せているところです。前年度と比較しまして33世帯減り、被保険者数は31名減っております。

タブレットの7ページごらんください。収入と支出の内訳をグラフで載せています。

続きまして、タブレットの8ページごらんください。1人当たりの国民健康保険税の調定額の推移です。

続きまして、タブレットの10ページごらんください。一般被保険者に係る保険給付の

状況を載せております。（１）番の表に医療費がどれくらいかかったかという費用額というのが医療費全体です。保険者負担額という部分は日南町が負担した部分、一部負担金というのが患者さんの一部負担金です。（２）に高額療養費の状況というところがございます。これの上の段の合計の部分の金額が日南町が一般被保険者のために支出した高額療養費となっております。この高額療養費は上の（１）の医療給付の状況のところの患者さんの一部負担金を後にまたは同時に補填したものというふうに見ていただきたいと思います。

次のページ、タブレット１１ページ、こちらには退職被保険者に係る保険給付の状況を載せております。見方は先ほどの一般被保険者のところと同じです。被保険者の数が少ないため規模の小さい計算となっております。

続きまして、タブレット１２ページです。１人当たりの受診率の推移を上げております。

次のページ、タブレット１３ページです。被保険者１人当たりの診療費の推移を上げております。２６年度に医療費が高いっていうことをずっと言ってきましたけれども、その後２年間やや落ちついてきておりましたが、２９年度また１人当たりの診療費が上がりました。県の数値のグラフと町の数値のグラフを見ていただくと、規模の小さい保険者だと増減が激しく出てしまうというのが見ていただけだと思います。

タブレットの１４ページには２９年度限りになる予算科目ですけれども、グラフにしたものが載っています。下から２番目の表ですけれども、一月だけに着目した分類統計ですけれども、費用額が１番多くかかった順に５位まで病類統計を載せております。１番が新生物、がんです。２番が循環器系の疾患、３番が精神、それから４番が消化器系の疾患、５番が神経系の疾患ということになっております。

続きまして、タブレット１５ページです。高額医療費の支給状況のグラフになっております。一般と退職の違いはありますけれども、２８年度と２９年度大体同じぐらいの規模の高額療養費の支出となりました。下のグラフです。出産育児一時金は支出がございました。葬祭費は２０万円の支出、１０名の被保険者の方がお亡くなりになりました。

タブレット１６ページ、最後のページです。保健事業の実績を載せております。一番下に特定健診の状況を載せております。事業内容の一番下の行に健診の受診率を上げております。健診受診率の向上が叫ばれているところですが、健診受診率３９．３％という結果になりました。

このように平成２９年度国民健康保険特別会計は、都道府県一元化に移行する前の最後の決算となりました。国庫支出金の中で特別調整交付金の中に特別事情分というのがある

んですが、この中に保険者経営努力分という部分がございます。これは申請した保険者で定められた項目を評価した上で鳥取県内で上位7保険者のみが交付を受けることができるものです。29年度500万円交付を受けました。この交付金はこれまで健全に運営できてきた一つの理由でもあるということをお話させていただいてまいりましたが、継続して受けてこられたことを誇りに思います。これまでの国保の被保険者の方々の高い納税意識と健康意識、日南病院の皆様や福祉保健課を初めとした保健事業に尽力いただいた皆さん、または町民さんを含めた多くの皆さん、それから保険制度の運営を支えてきた国保税の担当課や国保の制度の担当課、本当にたくさんの方々の努力によってなし得たことだと思っています。この補助金は29年度で最後になりますけれども、今後は保険者努力支援制度という制度が新しく運用されていきます。また、関係者と連携して高評価が得られるように取り組んでいきたいと思っています。以上です。

○山本委員長 ただいま説明をしていただきました国民健康保険特別会計について、質疑ございますか。（「なし」と呼ぶ者あり）

そういたしますと、続きまして、後期高齢者医療特別会計について説明をお願いいたします。

長崎室長。

○長崎室長 続きまして、後期高齢者医療特別会計を御説明いたします。先ほどと同じフォルダーの中に日南町後期高齢者医療事業状況という状況報告書がございます。後ほどこちらにも少し触れたいと思いますので、御準備ください。

では、決算資料のほうの259ページ、後期高齢者医療特別会計です。平成29年度の後期高齢者医療特別会計の決算額は、歳入が9,046万8,000円、歳出が9,046万4,000円となりました。歳入のほう後期高齢者医療の保険料、28年度と比べてやや上がっております。一般会計からの繰入金や繰越金等によって歳入が構成されております。総務費は376万8,000円となりました。あと後期高齢者医療広域連合への納付金が8,662万7,000円となっております。

260ページをごらんください。後期高齢の一般管理費です。こちらでは後期高齢のシステムの保守料等を支出しております。また、高齢者の健康診査の委託料もこちらで支出をしております。

下段です。徴収費です。決算額20万円となっております。これは後期高齢者医療の保険料に係る関連書類の発送についての役務費ということになっております。

続きまして、次のページ、261ページです。広域連合納付金です。決算額8,662万7,410円です。被保険者さんの保険料、それから共通経費を後期高齢者広域連合に負担金として支出しております。

下段です。保険料還付金。前年度以前に徴収した保険料に還付が生じたときにこちらから支出して還付しております。決算額6万8,900円でした。

事業状況のほうを御用意ください。タブレットの5ページ目です。表1のところに日南町の被保険者の状況ということで表を載せております。被保険者数は1,514人で、前年と比べて105人の減となっております。

続きまして、タブレット6ページです。保険料のことに書いてありますが、保険料率の改定等はない年度でした。

続きまして、タブレット7ページです。表2に日南町の保険料の軽減の内訳を載せております。均等割の軽減、所得割の軽減がそれぞれありまして、全部で3,988万8,120円の軽減ということになっております。下段です。下段の表3ですけれども、保険料の収納状況です。特別徴収、普通徴収、滞納繰り越しと3つに分けて表をつくっておりますけれども、未納金額はいずれもございませんでした。滞納繰り越しのほうは調定額もございません。

タブレットの9ページごらんください。後期高齢者の健康診査です。そこに書いてありますが、後期高齢者の健康診査は後期高齢になる前の方の検診項目のうち、必須項目のみを実施するというようになっておりまして、腹囲の計測は健診から除外されています。メタボを早期発見しようという40歳から74歳までの方の健診とは違い、生活習慣病の早期発見という部分には余り重点を置いておらず、それよりも介護予防がより重要になるというふうに考えてあるところです。日南町ではアルブミンの検査を追加で行っておりまして、栄養状態が悪くないかというところを見るために独自の項目の検査をしております。以上、後期高齢者医療についての御説明を終わります。

○山本委員長 ただいま説明をしていただきました後期高齢者医療特別会計について、質疑ございますか。（「なし」と呼ぶ者あり）よろしいですか。

そういったしますと、再生可能エネルギー発電事業特別会計について説明をお願いいたします。

長崎室長。

○長崎室長 では、資料の262ページ、再生可能エネルギー発電事業特別会計について

御説明をします。262ページです。平成29年度の再生可能エネルギー発電事業特別会計の決算額は、歳入歳出ともに122万7,000円となりました。発電自体を停止しておりますので、このような金額になっております。

263ページごらんください。復旧工事につきましては一般会計で御説明したとおりです。運転再開後に一層安全管理を徹底して運転できるようにと機器のメンテナンス等を行いました。需用費ですけれども、看板作成費用という説明を上げておりますけれども、これは誤りです。発電機のメンテナンス用の消耗品代です。失礼しました。あとはインターネットの通信料、それから郵券料、建物共済の保険料等の役務費、それから電気施設保安管理の委託料、県に払う流水使用料、それから中国小水力発電協会等の負担金等になっております。財源の内訳は前年度からの繰越金と一般会計からの繰入金、基金利息収入ということになっております。以上です。

○山本委員長 ただいま説明をしていただきました再生可能エネルギー発電事業特別会計について、質疑ございますか。（「なし」と呼ぶ者あり）よろしいですか。

そういたしますと、住民課については以上で聞き取りを終了いたしますが、住民課について全体を通しまして質疑漏れございますでしょうか。

古都勝人委員。

○古都委員 もう一つ前に国民健康保険の特別会計の最後で説明されました500万ですか、廃止されるという、あれはいわゆる昔の特特交付金というやつでしょうか。

○山本委員長 長崎室長。

○長崎室長 特別調整交付金の中の特別事情分って昔から特特と言われていた部分です。

○山本委員長 よろしいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）

そのほかございますか。（「なし」と呼ぶ者あり）

ないようでしたら、以上をもちまして住民課の聞き取りを終了いたします。お疲れさまでした。

そういたしますと、住民課の聞き取りにおきまして特に意見を付したいという事項がございませんでしょうか。（「なし」と呼ぶ者あり）

そういたしますと、何度も申し上げますが、18日正午まで意見を付したいということがございましたらメール等でお知らせをいただきたいと思いますので、よろしく願いをいたします。（「異議なし」と呼ぶ者あり）

そうしますと、本日の会議は以上をもちまして閉会といたします。お疲れさまでした。

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

平成 年 月 日

委員長

副委員長